

平成28年第3回（9月）大郷町議会定例会会議録第1号

平成28年9月5日（月）

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員（14名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第1号

平成28年9月5日（月曜日） 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告

- 日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議長の諸般の報告
日程第4 委員会報告
日程第5 町長の行政報告
日程第6 一般質問
-

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回大郷町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会は各種議案の審議とともに平成27年度の決算を審議する重要な会議であります。提案されたそれぞれの議案については、後刻町長、執行部より詳細に説明されることと思います。議員各位におかれましては、議会の使命を十分理解し、町民の代表機関としての機能を発揮するため綿密周到な審議により十二分に検討を加え、民意を正しく政策に反映させ、バランスのとれた適正にして妥当な議決に達せられるよう念願するものであります。

暦の上では、もう二百十日を過ぎ、新涼の候を迎えましたが、8月下旬には夏日が続き、たび重なる台風も発生いたしました。去る8月30日には台風12号が太平洋から直接東北地方に上陸するという気象台観測史上初となる異常気象での自然災害が発生し、東北・北海道に甚大な被害をもたらしました。

本町と災害援助協定を締結しております清水町、北海道の清水町においても記録的な豪雨となり、町内を流れる川の氾濫で道路、水道に甚大な被害を受け、現在対応に追われているということでもあります。被災されました多くの自治体、多くの皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

いつでもどこでも起き得る災害に対応すべく、行政としてもこれから

はしっかりとした防災・減災体制が望まれるところでございます。

残暑厳しい折、皆様にはひとしお御自愛を賜り、本会議の審議に御精励くださるようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、6番赤間 滋議員及び7番和賀直義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告にかえさせていただきます。

日程第4 委員会報告

議長（石川良彦君） 日程第4、委員会報告を行います。

各常任委員会の閉会中における所管事務調査について各委員長より報告を求めます。まず、総務産業常任委員長 高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上で終わります。

議長（石川良彦君） 次に、教育民生常任委員長 石川壽和議員。

教育民生常任委員長（石川壽和君） ……（委員会報告書を朗読） ……（朗読文省略） ……（報告書は末尾に掲載） ……以上、報告終わります。

議長（石川良彦君） 以上をもって、委員会報告を終わります。

日程第5 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 日程第5、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（赤間正幸君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、御多用のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

平成28年度は5カ月を経過し、予定された各種事務事業が順調に執行できておりますのも町民各位、そして議員皆様の御理解と御支援によるものでございます。この場をおかりいたしまして改めて感謝とお礼を申し上げます。

ことしは雨量が少ない高温多湿な入梅の時期から猛暑日が続き、さらに台風7号、9号、10号が相次いで東北地方に上陸し、それぞれ本町では警戒態勢及び対策本部を敷き、警戒に当たりましたが、幸い大きな被害もなく、豊穰の秋を迎えられるのではないかと期待をしているところでございます。

また、災害時相互援助協定を締結している北海道清水町が台風10号の影響で甚大な被害をこうむりました。ここで、被害に遭われた方々と御家族に衷心より哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

本町といたしましては、いち早く被災状況の確認と支援の申し出を清水町長に伝え、支援物資をお届けいたしました。さらに予備費を充用し、北海道清水町に義損金100万円を準備いたしてるところでございます。職員の派遣も考慮しながら、今後とも本町としてでき得る限り支援をし、被災された方々の復旧・復興を念願するものでございます。

さて、6月議会定例会以降の行政報告をいたします。

6月の13日から地区懇談会を町内9カ所で実施いたしました。多くの方々の御出席をいただき、懇談テーマに対して建設的な御意見や御要望をいただきました。皆様方からいただいた御意見等は、今後のまちづくりにより発展的に進めるよう役場全体で検討をしてまいります。

7月1日には多くの御来賓の御出席をいただき、建町記念式典を開催いたしました。ことしも叙勲受章者披露、功労者・善行者の方々へ表彰いたし、功績の意をあらわしました。

8月6日には恒例のおおさと夏まつりを開催いたしました。各行政区と各種協賛団体の方々の御協力をいただき、多くの町民各位の御参加のもと、宮城県警察音楽隊の演奏をいただき、さまざまな演目と各種出店、最後には大郷の夜空を彩る大輪の花火を打ち上げました。おかげさまで

盛会裏に終わることに対しまして皆様方に感謝とお礼を申し上げます。

さて、過般の臨時議会で御承認を賜りました町道上戸橋県道取り付け工事は6月の17日に着手し、児童館建設工事は6月27日に着手し、それぞれ工期内完工に向けて工事が進められております。また、愛宕下鍋釣線歩行者通行帯整備工事は6月下旬に着手し、愛宕下丸山線歩行者通行帯整備工事は9月上旬に着手し、それぞれ通学路の安全確保事業として工期内完工に向けて工事が進められております。

公営住宅等整備事業高崎団地の第1期工事造成は9月末完工に向けて工事が最終段階に来ております。

また、農地中間管理事業につきましても、平成28年度の国の機構集積協力金の交付単価が6月に示され、各営農集落組織に個別に説明を申し上げ、農地集積事業の御理解をお願いしているところでございます。その中で粕川地区集落営農組織の設立に向けて準備が進められております。

次に、国及び県に対する要望活動について報告をします。

これまで議会を初め関係地区から御要望がありました土砂採取に伴う大型車両の通行による町道の損傷修繕について、7月の27日、国土交通省川内地区へ土井副大臣が現地調査にまいりました。これまで何度も要望してまいりましたが、改めて副大臣に要望書を直接手渡しいたし、国としての措置をお願いをいたしました。さらに、8月8日には復興省宮城復興局が現地視察をしております。

水害対策の一環として要望してまいりました吉田川の河川改修として進められております河道掘削工事は本町分は予定どおり進められております。中粕川地区の一部の堤防かさ上げ等については、引き続き要望してまいります。

豪雨時、豪雨のたびに冠水して通行どめになっている山崎熊野堂地区の県道小牛田松島線並びに丸山地区の県道利府松山線の改良については、宮城県及び宮城県議会に強く要望活動を重ね、9月から測量設計着手の運びになりました。県道河川の、県河川の西光寺川、味明川、滑川の土砂浚渫工事についても要望活動を重ねてまいります。中粕川地区の県道大和幡谷線の拡張改良工事につきましても宮城県及び宮城県議会に強く要望活動を重ねております。いずれも本町の状況を理解していただいております。早期事業着手を期待をしているところでございます。

次に、交通安全活動でございます。8月15日で本町内での死亡事故ゼロが2カ年を経過いたしました。8月19日に宮城県知事並びに宮城県警察本部から褒状と賛辞を授与されました。これもひとえに町民各位の交

通安全活動によるもので、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。今後も議員皆様と関係団体とさらなる交通安全活動に努めてまいります。

リオ・2016オリンピックの競泳個人で本町ゆかりの萩野公介選手が金メダルを勝ち取ったことに改めて祝意を表し、今後の活躍を期待を申し上げます。

さて、今議会に提案いたします議案の概要を申し上げます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が2件、次に人事案件として人権擁護委員の推薦の諮問1件、条例関係では大郷町児童館設置条例の制定、大郷町放課後児童クラブの条例の一部改正、大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正、暴力団の利益となる公共施設の使用の制限に関する条例の一部改正、富谷町が10月10日に市制移行に伴う関係規約の変更が8件、以上条例関係12件を上程をいたします。

次に、平成27年度一般会計、各種特別会計及び水道会計利益の処分、及び決算の認定9件、次に平成28年度一般会計、各種特別会計、水道事業会計補正予算8件を上程をいたします。

詳細につきましては、後刻担当課長より説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、以上、議案の説明を兼ねて行政報告といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第6 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。3つの点につきまして執行部の考え方をお聞きしたいと思います。

1番目に町道山中希望の丘線の今後の町の取り組み方針について何回も聞いておりますが、再度確認しておきたいと思います。

1. 通学児童の通学路安全対策ということで利用者が少人数でも事業に取り組むという方針が6月の議会で明確に町長は示されましたが、その計画内容について地区懇談会でも説明されていると思います。その後、この方針について変わりはないのかどうか改めて確認も含めて考え方をお聞きしておきたいと思います。

2番目、少人数であっても通学路の安全確保を最優先するという、その姿勢の中で現在多人数の通学児童、いわゆる大郷小学校付近以外にもバス停にまで2キロ以内の子供たちが、2キロぐらい大体歩いてくる方もあると聞いておりますが、そういう子供たちの安全確保ということについては、どのように考えておられるのか。当然のことながら今回の数億円を投資してやろうという考えの中では、あくまで子供の安全、そういう点では子供の安全に近かろう遠かろう関係ないわけですから、そういう点では歩道のない町道について、どのような安全対策がとられているのか、その辺の考え方を具体的に求めていきたいと思っております。お聞きしたいと思っております。

2番目、大きな2番目ということで、地区懇談会で出された多くの意見があるということが町長先ほど出されましたが、今後の、この意見内容と今後の町当局の取り組みについて、改めて確認しておきたいと思っております。

1番目は6月に9カ所で開かれたという話がありましたが、大郷町全域にわたる地区懇談会が開催された中で、その際に町民から出されたその意見内容、またその要求実現に取り組むためにどのような対策が講じられているのかお聞きしたいと思っております。

2番目に、これは赤間町政になってから小まめに地区懇談会開催されていること、これは極めて私評価するものでございます。広く意見を聞きながら町政に反映させていくということでの視点から取り組まれているものと考えられるわけですが、そういう点で過去において町民から出された地区懇談会における意見がどのようにまちづくりに反映されているのか、具体的な点かなりあると思うんですが、その点についてお聞きしておきたいと思っております。ぜひその具体的な例を提示してほしいと思っております。

3番目、株式会社おおさと地域振興公社の経営改善についてお聞きしたいと思っております。

8月の12日に開催されました議長を除く全議員で構成する、いわゆるおおさと地域振興公社に関する調査特別委員会で第25期、27年度の決算報告の内容について瀬戸社長から詳しい説明がありましたが、その中に監査報告書が添付されておまして、建設仮勘定の処分に伴う特別損失額、億を超える金額でございますが、この金額について町と協議、各事業の赤字解消のための経営改善の指摘がなされております。それには町長も役員ということで役員の構成メンバーの一人として入っているわけですから、あえてこの監査意見書、目を通さなくても当日の説明の中でお

聞きになってると思いますが、これらのことについて大株主となる町は、この報告を受け、どのような対策を考えているのか、改めて所見をお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 千葉議員さんの質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

第1番目の町道山中希望の丘線の今後の取り組みについての方針について答弁をいたします。

①番目、町道山中希望の丘線整備事業につきましては、事業実施に向けた地元説明会におきまして地権者等の合意形成を得ており、平成27年第3回定例会において町道路線の認定をいただいております。また、6月13日より開催をいたしました地区懇談会におきまして町民の方々の御理解を得たと判断をいたしましたもので、今後は当初の方針どおり通学児童の通学路安全確保のため早急な整備に向け、事業を進めてまいります。

②番目でございます。歩道のない町道の安全対策につきましては、大郷小学校前の町道愛宕下鍋釣線と同じカラー舗装を行うことにより歩行帯の視認性を高め、運転手に対し通学路であることを周知し、運転速度の低下を目的としたゾーン30指定に向けて関係機関と協議を行うものでございます。

今年度は当初予算で計上しておりました町道愛宕下鍋釣線並びに愛宕下丸山線の歩行者通行帯整備工事を実施し、通学児童や生徒の安全を確保するものでございます。

次に、大きな2番目、地区懇談会に関する質問に答弁をさせていただきます。

まず、①の平成28年度における地区懇談会において出された意見等についてであります。

地区懇談会は町の公聴活動の一環として毎年行っているものであり、今年度は町内9カ所において実施し、多くの御参加をいただきました。今年度は「平成28年度の主な事業」及び「町道整備について」という2つの懇談のテーマを実施いたしました。が、空き家対策、河川改修等災害防止対策を初め生活道路の整備や通学路の安全対策、歩道の除雪や町有施設の有効活用に関する事など、さまざまな御意見、御要望をいただきました。

これらの意見等は懇談会において担当課長が直接伺っておりますが、

即応できるものについては、速やかに対応するよう課長会議において改めて指示し、また予算措置や国、県への働きかけを伴うものについては、内容を検証・検討の上、関係機関へ要望活動を行うなど、要望が実現できるよう取り組んでまいります。

次に、②にお答えさせていただきます。

①の答弁と重複をいたしますが、地区懇談会において出された御意見等については、直ちに課長会議等において対応を指示し、早急に対応できるものについては速やかに対応し、予算措置等を伴うものについては予算編成に合わせて事業立案を指示しております。また、国、県への要望が必要となる事案については、町村会や仙台都市圏広域行政推進協議会等における要望事項として提案をいたしているほか、関係機関に対し、課題解決に向けて積極的に働きかけを行っているところでございます。

具体的といたしまして、平成27年度は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をテーマに懇談会を実施し、企業誘致の推進や旧味明小学校の有効活用、郷郷ランドへの滑り台の設置などの御意見等をいただきましたが、企業誘致の面では川内流通工業団地に3社が相次いで進出の運びとなり、旧味明小学校についてもスモリ工業様による再生が図られました。また、郷郷ランドについても、今年度において拡張整備を予算化し、現在工事を発注しているところでございます。

また、総合戦略の実施に当たり、お金と人をかけてしっかり取り組むべきとの御意見に関しましては、機構改革により「まちづくり推進課」を新設し、人口減少の抑制と地方創生に向けて取り組んでいるところでございます。

最後に、3番目、株式会社おおさと地域振興公社の経営改善に関する今後の対策であります。まず、公社が抱える町への債務については、平成27年6月2日付のファームガーデン事業で生じた債務に対する支援について要望書の提出を受け、同年7月17日の議員全員協議会において債務免除に応ずる方針を御説明したところでございますが、判断を下すには時期尚早であり、まず経営改善の努力を示すべきとの御意見が大勢を占めたことから、経営に関する抜本的な改革を要請し、公社において、現在物産館、開発センターに対するテナント募集等の大幅な経営形態の転換に向けて取り組んでいる状況であります。

町といたしましては、こういった経営改善に対し、全面的にバックアップするとともに構造的な収益環境の改善に向けて新商品開発などの支援を継続し、また縁の郷レストランの窓の改修工事を行うなど、引き続

き経営力強化に向けた支援をしてまいりたいと考えております。以上で
ございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 最初に今回の町道関係で社会資本整備総合交付金のこの
事業で対応するというような内容になっておりますが、この中で目的が
交通の安全の確保ということでこの要綱が定められております。そうい
う中で、果たして今回の道路設置が、この交通安全に間違いなくつな
がるという町長の方針について、もう一度確認しておきたいと思いま
す。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回、国の社会資本の補助を受けて今回のこの山中希望
の丘線の工事に着手するわけでありまして。そうした中で、やはり子供た
ちの安全を確保するというのが一番の大前提であります。そうした中
でそれぞれこの道路によってさまざまな周辺の町のまちづくりにも大き
く貢献するのかなと思っておりますけれども、まずもって子供たちの、
児童生徒の安全確保の道路でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） よく将来のまちづくりということをお話するわけですが、
今回の国への交付金の概要説明を見ますと一言もまちづくりではなくて、
あくまで通学路対策ということで出してるわけですね。この辺について、
国のほうではまちづくりということで企業誘致云々ということでのそう
いう書類出してるんですか。これ、確認すればわかることですが、どう
なんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

国のほうの申請につきましては、あくまでも町内の徒歩圏内の歩道ア
ksesネットワーク構築を目的とした通学路対策ということで申請して
ございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、そういうことですから、つけ足しじゃなくです
ね、本音でこの道路についての話を出すべきで、これは国のほうにこうい
う地域でこの事業は交通安全、いわゆる通学路だけじゃなく地域の活性化、
企業誘致云々ということでやってるんだよということで国のほうに確認
して、もしそれが国がそれはなっていないよということになれば補助金交
付申請の中で問題の申請になるという考え持ってるんですが、前にガー
デン、ファームガーデン事業でもこういうふうな内容があって、その件

を追求したところ、国ではそういう事業では認められないということである。いろいろこの事業に対しても国の厳しい見方が出た経過があるんですが、これ間違いないんですか。企業誘致云々ということをよく言ってるんですが、今、担当者も言ったようにあくまで通学路としてこれやってるんですよ。どうなんですか、町長、この事業の考え方。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） この質問については、千葉議員が今回で四、五回目かと思うんですけれども、何回もこの道路については児童生徒の安全確保のための事業だということで話を、答弁をしまいいりました。そのとおり、今課長説明したとおりであります。

が、しかし、さまざまなこの道路ができることによって、このようなまちづくりもできますよという話をしているだけであって、まずもって目的は子供の、児童生徒の安全確保のための道路ということで申請をしております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ところがね、今回のこの詳細見ますと実際27年の4月末現在の町から提出されている書類と27年10月ということで6カ月後の提出内容では大変な差が出てるわけなんです、この中にあって一番最後に出した利用状況見ましてもですね、あの道路をというよりも、いわゆる田んぼをつぶして山中団地から希望の丘に結ぶ道路、あれを使う子供たちというのは町の調査では8人ですね。全部それが子供たち、対象になってる子供たちが全部通って8人。ところが、その道路を通らなくとも、新たに道路つくらなくても整備するだけで、いわゆる希望の丘団地の子供が26人、あるいは今回企画している希望の郷という住宅団地、これ入ることによって、つくることによって入る子供が40人ということで、その往復ということでほとんどは希望の丘団地あるいは希望の郷団地に、まあ私から言うと沢から見て南側の方々がほとんどなんです。そうした場合に、なぜそんなにこの道路を急ぐのかと。

私、そこで確認したいんですが、例えばこの交付金事業の中で袋小路、いわゆる抜け道がない道路については、対象になるのかならないのか、その辺確認した経過がありますか。この交付要綱の中で。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

その件につきましては、確認してございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この事業見てますと、最終的にはこの道路をつくることによって町のいわゆる発展につながるという、子供たちの安全確保が町の発展につながるという見方してるわけですが、町の発展につながるという視点から見た場合に、どうしてもこの道路をつくらないと、いわゆる町の発展が成り立たないからということで町長はやるのかなと思うんですが、通学路という本当に安全な通学路確保するだけのことを考えれば、その道路なくとも十二分に対応できると私は考えるんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほど議員がおっしゃいましたとおり、希望の郷ですか、そうした中で、さらには今後長崎地区にも民間の不動産屋さんによる分譲地等々の計画等々もございます。そうした中で、今確かに8人の人数が、議員がおっしゃいましたけれども、将来的にやはり町は現在じゃなく5年先、10年先を見据えた上の計画をしながら、やはり子供たちの安全確保に努めていかななくてはならないと思っておりますので、いずれにいたしましても、あの道路については、今は確かに8人という数字で表示しましたけれども、町の将来の姿、計画等によりますとかなりの人数の児童生徒が通学する道路だということで認識をいたしております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、その計画、じゃ何でもっと前に、議会にも何もそういう計画示してませんよ、長崎に団地つくるのどうのこうのというのは。先日までは、やはり今黒川消防署大郷出張所が何か被害、町で困難生じた場合に、例えば大雨でその間に救急患者が出たと、そういう場合にこれまでやはり昔の、昔といいますか、いわゆる丸山利府、利府松山線ですね、昔の小野寺商会のあの辺が、道路が陥没してしまうと、それでそのために今回の道路をつくって救急車両が通るようなことにすることも大きな目的だとお話してますが、今回町長が今方針の中で説明の中で言ったように、既にこれは県議会で9月から測量が始まるということで、この件についてはクリアできるわけですよ。ましてや長崎にも今回もはや住宅が出るであろう、ですから子供たち云々ということでもっていきますが、では長崎、どの辺にそういう計画考えてるんですか、その写真を見せてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まず、議員勘違いしてることから答弁させていただきたいと思います。

丸山地区が冠水するからこの道路をつくるということで今話したんですけれども、救急車の出動は中村の長崎と中村線の久保の地区の利府松山線と長崎中村線の交差する部分が冠水して通行どめになります。そうした中で救急車が長崎、中村の希望の丘から長崎に抜けると、そして今先ほど行政報告の中で報告しましたがけれども、丸山の信号の付近、今回県のほうでかさ上げ工事をしていただくということで調査に入ることによって、その辺道路改良することによって救急車両が、あの中村の一角が冠水しても、この道路通じながら1分でも1秒でも早く粕川地区に到着するということになります。

いずれにいたしましても、団地の名前ということになりますけれども、これは……（発言者あり）構想はあくまでも民間の不動産屋であります。私は民間でありますので、私のほうからこうこうだということとは言えませんので。いずれにしても、将来的には計画立てるとということだけは認識していただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 定まってないんですよ、はっぱね。要は道路先歩きではないかと思うんですが、私、道路そのものもね、いわゆる希望の丘団地から学校側のほうに向かっての道路整備については、ぜひこれは積極的にやるべきだと考えますよ。ですからこの予算、ゼロではないんですが、あえて、冒頭にはですね、最初はね、実は同僚議員もこのことについてお聞きするようなこと聞いてたんですが、これ大変な問題なんですよ。前は4億1,100万かかると、これは27年の4月末現在で。ところが27年の10月末現在での考え方では2億6,200万、この数字の、これ間違いないですか、変わったということ、その辺の理由についてお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まずですね、最初にお出しいたしました資料のほうは、あくまでもこれは概算に基づきまして職員の経験と似たような箇所を参考にしながら概算工事費を出してございます。後の部分につきましては、実施設計が上がってきまして、それに基づきまして工事費を出してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 27年10月末現在では実施設計書上がってきたと。で、2億6,200万と見ていいんですか。27年の10月現在で。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） そのとおりでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 前にね、町のほうに町政を考える会からの公開質問状出てますね。このときの回答がどういう回答かと、予算規模をどのぐらいで、具体的な内容を伺うということに対して、これはことしの2月5日に町に確認して私あれしてるんですが、そのときに4億1,100万かかると、既に27年10月段階で2億6,000万になってるのに、なぜ回答が4億1,100万の回答出してるんですか。これね、余りにも町民をばかにしてますよ。このことについての、その辺なんでそういう査定なのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 初めにお出しいたしました資料につきましては、27年の10月だったと思うんですが、国のほうに要望したときの資料でございます。そちらのほうと今回新たに詳細設計が終わって実施設計を組んだ資料ということでお出ししてますので、最初にお出しした資料は、こちらは古い資料でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） じゃあ、いつの段階で2億6,200万という金額が確定したんですか。はっきり、まだこれ議会にも何も、もちろん議会の予算通るなものでもないんで出てないんですが、このぐらいの話、説明されてもいいんじゃないですか。これは6月議会で私資料提出求めて、それで議会は3日で終わりましたから、その後今日までこのことの説明する機会はなかったかと思うんですが、ないんですよ、何もその説明というのは。ありましたか、いつか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 6月議会のほうで資料を提出させていただいた後に、この金額について説明させていただいたことはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、そうやってね、幾ら国から補助金もらうかどうかわかりませんが、余りにも町が主体として組む事業の中で、本当に交付金要綱の中でもこういうこと出てるんですよ。定義ということで第3にね、地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取り組みに関する計画に基づく事業について交付すると。そうすると地方公共団体が作成した、いわゆる社会資本の整備計画、これが極めてずさんだったと私指摘せざるを得ないんです。

ましてや、たとえ概算であってもね、約2億ぐらいの差が生じるよう

な概算、この概算の根拠見ますと通行人が、実際はこれでも多いんでしょうが、148人ですが、前は300人通ることになると、極めて数字的にも架空の数字をつかって国に申請して、その後調査した結果こうだと、このようなね、本当に町民の声を聞きながらつくった計画だと私はどうもとれないんですが、その辺について町長の判断をお聞きしたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） しっかりと説明をしながらですね、意見等々を聞いております。そうした中で確かに議会の皆様方に、議員おっしゃるとおり説明不足だったなと思ってるところでありますが、いずれにいたしましても国に対する余りにも膨大な金額じゃないかということではありますが、職員が作成をしてですね、そうした中で概算の要求をしておりますので、その辺は国も異論があれば国からもしっかり通告受けるわけではありますが、今後ですね、そうした中でしっかりと報告をしながら、そして議会の皆様方にも説明しながら、この事業を進めてまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 安全対策について、学校周辺のことについては回答ありますが、町内全体についての計画はどうなんですか。私通告してますが、答えないでしょう。町内全体の安全、子供の安全対策。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

歩道のない町内の安全ということだと思いますが、こちらにつきましては、現況を確認しながら通行人の支障とならないような対策をとれるものにつきましては早急にとりたいと思いますし、町だけじゃなくて公安委員会、さらには学校との協議もございますので、そちらとの連携を密にとりながら対応を検討してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと教育長に確認しておきたいんですが、確かに学校周辺の子供たち、寄ってくるわけですから、その辺は混雑するということでの危険性はわかるんですが、私さっき質問の中でもお話ししましたが、いわゆるバス停まで通う子供たちも結構危険な箇所あるわけですね、その辺について調査はやってないんですか。されてなければ、今後の計画についてお聞きしておきたいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

児童生徒の交通安全については、幼稚園、小学校、中学校での指導はもとより下校指導と、それから通学路の安全対策推進会議、それから合同点検、それからPTA連絡協議会、シルバー人材センターの御協力、こども会育成会、その他街頭安全ボランティアの御指導などの御協力によりまして安全管理には目を配っておるところでございますけれども、御存じのように急激な町内の通過車両の増大に伴いまして議員御指摘の、これからは自転車と自動車の接触事故が全県的な増加となっておりますので、こういったものを留意しながら、一層の交通安全に配慮するよう関係機関あるいは団体をお願いしたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） お願いだけじゃなく、その危険な箇所をやっぱりお願いする際に調査していただいて、やっぱり注意、つかむことによってそこから次の運動が、働きかけが出てくると思うんで、ぜひその辺の対応をお願いしたいと思います。

それから、先ほど町長が説明の中で、冒頭の中で中学校の周辺とか、あるいは てる大友石材店から西側の愛宕下鍋釣線、このことについてお聞きしたいんですが、一つは愛宕下鍋釣線、6月30日か、あるいは10月31日までの期間でやってもらえるんだということで8月末まであの立て看板見てたんですが、まあできるんなら夏休み中にやってもらえばなということをよく思ってたんですが、ところが姿が何もなくなってるんですね、看板が、どうしたものなのか全然表示がなくなってる。その件一つ、いつも言ってるんですが、時間があれですから。それから中学校の周辺の整備については、どのような整備考えておられるのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 夏休み中という御意見でありましたけれども、なかなか夏休みまでの中で無理があったということで今事業を発注したところがありますけれども、いずれにいたしましても石屋さんから神明社までと、あるいは中学校の校門から金華堂までの道路に歩道帯を設置するというところでございます。

議長（石川良彦君） 看板なくなった理由。課長、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

看板はございまして、看板のほうに休工中というような……（「何
けさもきのうもないです。間違いなく。あそこ通ってんだから、私。あの辺ないですよ」の声あり）確認いたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これいつまで、間違いなく10月までやってくれんでしょう。警察との話し合いについてでしょう。既に。ついであから発注してんでしょう。東北ニチレキ工事株式会社1億5,128万円の金額に対して85.2%で1億2,900万で落札してると。これは発注する場合に工事、期間も工事も決めるんでしょう、当然、もう一回確認しておきます。いつからいつまでなのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 工期につきましては、発注前に決めるものでございます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 2 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 1 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほどの件について地域整備課長から確認の報告があります。

地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 先ほどの看板の件について御説明させていただきます。

看板なんですけど、設置は行ってたんですが、台風が来るということで、業者のほうで危ないということで一時的に撤去したんですが、ちょっとその際に再設置をするのをちょっと忘れてたようで、大至急するように指示いたしました。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いわゆるグリーン帯をつくることによって、よく交通安全というか、事故の場合にどういう位置づけなのかということ、先日の茂登枝会との会合の中でも出たんですが、あれは歩道として認定されてるのか、車道のいわゆるやりくりの中で車道の一部になるのか、それによって加害者あるいは被害者の当事者の対応、いわゆる保険会社といえますか、そういうもろもろの関係についての補償についてもかなり差が出てくると思うんですが、どのようにあれは位置づけされてるんですか。安全安全と言いながらも、視覚の安全はわかるんですが、守られる場合どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

グリーンの歩行帯につきましては、いわゆる歩行者通行帯ということ

でございますので、歩道との取り扱いは同じでございますので、道路交通法の適用どおりということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それから、中学校の周辺の関係は町長やるってことですが、これも色分けで区切るのか。前に時間帯、せめて1時間ぐらい一方通行にするとか、何らかの形で制限をしたほうがいんでないかという提案もしたんですが、今回はどのような方向でその整備を考えているのか、改めて確認したいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今回の整備につきましては、大郷小学校の前と同じでカラー歩道帯をつくるということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 中学校周辺をカラー帯にした場合にかなり車の歩くスペースが狭くなると思うんですが、どうしてもグリーンに車がかかることも出てくると思うんですね。例えば往復、対面通行する場合に、それでもやっぱりグリーン、私は1時間ぐらいだけあればあえて車両、あの辺については、学校周辺については制限を、一方通行にすることもいんではないかと思うんですが、それは大和署のほうに話した経過あるんですか。だめってこっちで勝手に決めたんじゃないんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） だめと勝手に決めるわけにはいきません。そうした中で全て道路関連につきましては、大和警察署の交通課と話し合いをしながらやっております。そうした中でやはりうちの前も時間、通行時間帯あったわけですがけれども今回なくなったんですけれども、やはり警察は全て状況を見ながら、現場を見ながらさまざまな交通規制をやってるようであります。

今回、中学校周辺、例えば1時間とか一方通行はどうかという議会の方々の御意見があるようでありますけれども、その地域住民の方々の御意見も聞かなきゃないということで、そうした中でやっぱり警察としてもさまざまな意見等を調査しながら判断をしているようでありますので、そうした中で町として今回カラーの通行帯ということでゾーン30ということでございますので、ゆっくり、運転者はもう既に30という制限速度でありますので、それを守って通行していただくようになっておりますので、私はお互いに対向、すれ違う場合には、やはりカラー歩道帯に多分乗り上げてとまらなくてはならないと思いますので、その辺はドライ

バーが良識ある運転をしながら歩行者優先に運転するものと信じております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ドライバーのマナーがちゃんと皆守らってれば事故起きないんですからね、そういう点で答弁はもっともらしいんですが、実際それがやれないからいろんな意見が出てるわけで、その辺もう一度大和署のほうに、いわゆる時間帯を設けた制限ができないものかどうか。あと、地域ということをお話されますが、地域の方々に通行どめさせるわけではないんですから、現にやってる自治体幾らでもあるわけですよ。そういう点では、その地域の方々は通行証もらうことによって自由に出入りできるような、そういう制度があるわけですから、地域を言い訳にしないで、ぜひそれはもう一度大和署のほうに強く私は要求すべきだと思いますが、次に時間がないんで移りたいと思います。

地区懇談会について大きな2つ目ですが、あと20分しかないんで、これいろいろそれを活かしてやってるということですが、懇談会に参加されてる人数、極めて、まあ9カ所ですから20人参加しても180人と町民の8,000人から見れば大したことないんですが、それでもやるっていうことはやって聴くということは大ですが、せめて出た質問を広報、官報に、特に特記すべきようなものは出して町民が、皆さん方町民の共有である課題として位置づけることが、私はその後のまちづくりにとっても、いわゆる執行部にとっても、いい意味での何か資源といいますか課題提起になると思うんですが、これまでそのような経過ありますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

これまではですね、そういった地区懇談会の内容、概要等につきましてお知らせしてたような事実というのはございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 実は私、今回の質問に当たって過去数年間の詳細にわたらなくてもいいから課長会議等が出したときの資料でもいいんですからね、大ざっぱな年次の課題をまとめたものがあるなら欲しいという提案した、要求したところ、何もないんですという答えだったんですが、課長間違いないですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

各地区で行った場所での議事録というものは作成しておりますが、それをまとめた要約版といったようなものは作成してないということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 要約がないということは、結局は問題としてどのようにまとめて、この声をどうしていくかという課長会議にかける、もちろん当日は皆課長会議出てるわけですから、正直言って課長会議かけなくても認識ある課長さん方ですから自分の所管のことについて言われたと思えば即対応出来るんですよ。大事なことは町が一丸となってその事業について、どう取り組んでいくか。あるいは即やるもの、次の年度にやるもの、そういうことを一丸となってするためにまとめて一つの方向づけを示すなり、考え方をみんなで整理していくというのが地区懇談会という大きな20数名の全ての管理職が参加してやる重さの懇談会ですよ。それをね、まとめたものがない、議事録あるぐらいなら、それをまとめればできることですよ。なぜそれやらないんですか。町長、なぜやらないんですか、それを。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 大変やらせないことに対して申しわけなく思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそれぞれ担当の課長、管理職13名一緒にやって地区懇談会に参加していただいております。そうした中でそれぞれ担当課に関した意見については、それぞれ担当課でまとめております。そうした中でそれら等について課長会議で提案しながら随時、先ほど答弁したとおり、対応できるものについては即対応する、予算的なことについては議会に予算つけてお願いする、そしてまた国なり県なり等については、それぞれ要望してるということでもありますので、いずれにいたしましても今後はしっかりと町民の意見を、懇談会の意見をまとめまして広報等でお知らせしながら実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 参考までに今回何人ぐらい出席あったのかお聞きしながら、結局参加された方々が、いやあ、俺たちの意見が町の懇談会で話したっけ、こういういわゆる果実といいますかね、まちづくりにつながったということがそっちこちから生まれれば懇談会だってもっと盛況になると思うんですよ。そういう点で、形式ではないんでしょうが、一生懸命やってるんでしょうが、さらに実のある懇談会にするためにも、ぜ

ひまとめて広報等に掲載させながら、その改善に頑張ってもらいたいということをお改めをお願いして、町長のもう一度そのことに対する考え方をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 地区懇談会、全ての管理職同席して行ってるわけでありましてけれども、何らパフォーマンスでもない、形式的なものでもございません。そうした中で町民が何人参加しようと、やはりしっかりと町民の意見を聴きながら町政運営に反映しているところでもありますので、なお今後はしっかりと集約しまして、それら等広報等にお知らせをしながら町民に理解をいただくように努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 何名ぐらい参加したかって、これ、課長か。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

町長の答弁の中にもあったかと思うんですが、169名の御参加でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 169名だと9で割ると20人も来ないわけですが、それでも参加された方々については何とか町に意見出したいということもかなりあったと思うんで、ぜひその辺についての今後ぜひ参考に生かしてほしいなと思います。

あと14分ね。次に、公社の改善計画についてお聞きしておきたいんですが、公社に働いてる方々、一生懸命なってきたよりあす、あすよりあさってということで売り上げの向上あるいは利用者の来客のために頑張っているのは篤とわかっております。そういう中で新たな戦略ということでモロヘイヤなり、あるいはクイモのギョーザをつくったということで、それもいろいろ発信されておりますが、私その中で今回の監査意見の中で改めて出されたのが、いわゆるファームガーデン事業における大きな負債、このことについて法的にも裁きが終わったということで町にも何らかの責任はあるということが示されたということが出されたわけで、前に町長は議会にその後示したということですが、議会からだめだと、いわゆる全員協議会で、それも全員協議会に示したがだめだと言われたからと。

ただ、そのときに全員協議会でどういう話をしたかということ余りにも計画の甘さ、例年いつも並べているような数字を列記するだけで、そこに姿勢が見えないからということで、もう少し経営努力をすべきだとい

う提案しました。実際28年度も幾らかはよくなっておりますが、余り変わりないということで、何か所長も、社長もいろいろ進退のこと云々ということもちょっとうわさ聞いておりますが、ただ大事なことは法の裁きが出たことによって町としてどう考えるか、町として姿勢を示すのが大事だと思うんですよ。来年改選も控えて丸8年です、来年、もう7年なるわけですね。その中で、この事業を引き受けてきたトップとして、どのようにこれを処理して次に臨むのか、その辺の姿勢がやっぱりもっと町長として出すべき姿勢があっただけいいのではないかと。また議会でだめだからって、全員協議会でだめだからって引っ込めるって、町としてこうしたい、ああしたいって常に考えを示すべきだと思うんですが、そのことについて、どう考えておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 昨年、議会の皆様方に債務整理の件につきまして全員協議会でお示しをいたしました。そうした中で時期尚早という御意見が多数を占めたわけでありまして、さらに大胆な改革という要望もいただきましたので、そうした中で公社といたしましてさまざまな事業に取り組んでまいりました。何でおくれたといたしますと、さまざまなガーデニングに対して今の瀬戸社長につきましてからいろんな会社がありました。それら等会社を整理しながら、そして今日まで至って一応債務整理ということをお願いしたわけでありまして、今後ですね、今回、ことしお示ししました大胆な改革ということでテナントの募集を始めているところがありますが、いずれにいたしましても議員がおっしゃるとおり突然瀬戸社長が8月の議会の特別委員会後に辞表を提出されました。そうした中で私も当然取締役、役員会を開いて、役員会も開いたわけでありましてけれども、まず後任もいない中で辞表を認めるわけにはいきませんので、取締役会でも、もう少し待つてほしいということになったわけでありまして、いずれにいたしましても今後このテナント募集も、このまま募集して新しい社長が就任後に自分の方針等も全く異なった場合もあるなという思いもしておりますので、今後この募集してる内容等、あるいはまた今の社長、そして今後これから物色しなくてはならないわけでありましてけれども、社長等々の話し合いしながら、また公社の改革に取り組んでいかなければならないという思いでいるところでありまして、いずれにいたしましても、やはり議会でおっしゃりましたとおりさまざまな手法、問題等々整理しながら改革をして公社の利益に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 公社の、前にもこれは議会のほうにも発言されたわけですが、いわゆるファームガーデンの負債の重さが経営を圧迫してるんだということによく言われてるわけですが、一方で町長は、ある報道機関には公社の自助努力でそれを解消してほしいということも話されましたね。この辺もう一度確認しておきたいんですが……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 当然議会から債務整理認めていただかなければ、当然公社としてまずガーデニングの1億2,500万の返済に自助努力をしなくてはならないということで報道機関に話をしたところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 要は議会の協力を得なければ、理解が得なければおたく、公社で頑張してほしいという意味での自助努力という表現だったと理解していいんですか。そもそもこれが公社が起因とするところだからあなた方の力で払いなさいではなく、議会が理解を示さないからあなた方払いなさいという、今の言い方そのようですが、どちらなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 議会が認めないからあなた方払いなさいという考えではございません。やはりこのガーデニング事業につきましては、当然議会でも承認をいただいております。そうした中で私は議会の方々の御理解を得ながら何とかという思いであったわけでありまして、ただ議会がだめだから自助努力という意味ではございません。そうした中でいづれにしてもできる限りの努力をしながら、そうした中で努力してる姿を見ていただいた中で議会として判断をしてもらえばなという思いもあるわけでありまして、そうした中で自助努力という言葉はやはり当然会社でありますので、努力しながら負債整理に努めるということが基本で私はあるなと思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうしますと、今一番最後に言われた考え方で私たちも臨んでいっていいわけですね。町としては、そういうことで当然のことながら公社だというような今答弁されましたが、それでいいですね。私はそのように理解しましたが……。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 千葉議員が答弁にすぐこのように自分で決めつけますけれども、今地域振興公社、ローンも組めない会社であります。現金、全

て現金取引であります。そうした中で、やはりローンも組めない会社、本来であれば当然倒産してる会社でありますので、その辺は議会の皆様方も御理解してるなと思っております。

しかし、その中でも努力をしながらしっかりと返済、少しでも返済する姿勢を見せながら頑張ってもらいたい。そうした中で町として、そして議会のほうにお願いをしながら何とか整理できるのであれば整理したいという私は思いで今日までの、今も社長でありますけれども、社長のほうにお願いしながら頑張ってもらいたいと考えています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですからね、私どうのこうの、町長の姿勢示しなさいと、こうだと、こうやっていきたいんだと、それであと皆さんがどう動くか、これは町長のやる気を見て変わってくると思うんで、それ示しなさいと私言ってるんですよ。それをきょうこの場で示さなくても、示して、それにみんなの意見を集約しながらいい方向を見つけて進んでいくというのがまちづくりじゃないかと。反対・賛成別にしてね、それも示さないで、執行部も示さないで、議会が案つくって出せばいい、そういうもんじゃないでしょう。そこです、私聞いているのは。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 議員おっしゃる当然とおりでございます。そうした中で今回モロヘイヤのギョーザ、キクイモのギョーザをつくりながら、さらにはテナント募集等々しながら大胆な改革をしながら、そうした中で幾らかでも利益を追求しながら返済をしながら、その中で議会が、ああ変わったなと思われるような姿になった時点で私は判断してまいりたいと、こう思っているところでありますので、いずれにいたしましても今後社長が辞任するということでもありますので、今後また改めて振り出しになるのかなと心配しているところであります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ですから振り出しにならないように今のうちから町長として株主の大もと持ってる町ですから、その方向も示すべきだと。

私、今、町長も話したように道の駅のいわゆるテナントの出店希望募集、このことについても、当然のことながら出店者であっても経営がどうなってるのかということはかなり危惧されると。私自身もこの質問も一応これなりに慎重にやってみようと思いますがね、大事なことはやっぱり道の駅が健全な経営方向にいつてるといことがテナント、来る方も心開いて来てもらえるのかなと思うんですが、実態としてどうですか。 8

月15日までの、さらに今月末まで期間を延ばしてやってるわけですが、どのぐらいのオーバーっていうんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

テナントの募集につきましては、6月下旬から7月下旬、そして8月中旬から9月下旬ということで2回ほど募集しております。現在の応募状況でございますけれども、レストランを希望するものが2、物販を希望するものが1、そしてジェラートということでアイス菓子を希望するものが1ということで4社手上げしてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その際に今回道の駅の中での産直部門については、当然触れていないと思うんですが、従来のやり方で産直については対応していくということで理解していいんですね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

産直につきましては、従来どおりの形で進んでいくということで考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、確認しておきたいんですが、テナントさんがいわゆる出店に応募された場合に、その方々にとりまして公社の経営状況というのは何らかの形で影響するようなことになるんですか。その辺について、どのような形での出店をお願いしているのか。いわゆる場所だけはただで貸すとか、あるいは経営は完全に個人の独立採算でやれとか、その辺のいわゆる公社の経営改善とこのテナントのつながりが何らかの形ででも接点が出てくるのかどうか、ないにこしたことはないんですが、その辺の答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。

初めに、農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

テナントの募集につきましては、先ほど申し上げた状況でございます。なお、今後の予定でございますけれども、まず書類の審査をしていきたいと考えてございます。あわせまして開発センターと物産館につきましては国庫事業が入ってございますので、その転用の内容が可能かどうか県とも相談させていただくといった流れでございます。あわせまして今後は審査委員会を設け、面談をしながらテナントさんの希望も含めて出

店に向けての合意を図っていきたいといった考えでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長に対しての質問だけれども、今の答弁でよろしいですね。（「もう少し聞くから」の声あり）

じゃ、千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 要はね、テナントさんが入った場合に、そこにやっぱりテナントでも来てもらうんだから町が何らかの形でマイナスよりも支援するような考えあるのか、あるいはあくまでテナントですよと、独立採算で、損するももうかるもおたくで勝手にというようなことになるのか、その辺の町は公社の物産館の西でもありますから、そういう点でどのように考えておられるのか、せっかくの質問ですから確認しておきたいんですがね。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） あの施設は町の所有物でございますので、そうした中でできる限り物産館につきましては、あのままの現状の中でテナントに入店、出店していただきたいという方針であります。

ただ、開発センター等につきましては先ほど課長が申し上げましたとおり国庫補助の事業でありますので、あのままの状態でテナントに入る方がいないのかなど、あるいはいても多分改修が必要と思われることが予想されますので、そうした中でその辺は話し合いをしながら国との調整をしながら進めてまいりたいと、こう思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 時間でございますので、以上で千葉勇治議員の一般質問を終わります。（「どうもありがとうございました」の声あり）

次に、9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 本町の魅力っていいですか、これはやはりなだらかな山、穏やか、何ていうのかな、こんもりした山があって、そして川があって、そして田園風景がある、そして四季折々の花が咲く、これが町の魅力かなど、そう思います。その里山ということでございますが、本町は険しい山がございません。その里山は昔は牧野組合を中心に、そしてまたその地域の住民の皆さんが日常生活っていいですか、常日ごろの燃料確保またはえさというようなことで、それを確保するために里山っていうのは継続的にこれまでずっと管理をされてきたと思います。ですからきれいな山というのがイメージにあるわけですね。しかしながら、経済成長とともにそれがどんどんどんどん崩れて、この里山が荒れだしてきているというのが今の現状ではないでしょうか。

私は今、町が農業振興というものに相当力を入れている、まあ国もそうでございますが、力を入れているということ、これはそれはそれでいいんですが、やはり森林というものに対する振興、これも私は町として目を向けるべきだろうと、このように常々思っております。なぜならば本町の森林の45%、半分近くが森林なんですよ。そしてこの自然とそれから農業、農地、そして居住地、これのいいバランスというの、これあるわけですよ。そのバランスが崩れているから今クマが出たりいろいろそういうのが出てきたり、そういうことで今崩れだしているというのが今の現状。だから私は町はもっと森林に、またこの里山に力を、目を向けるべきだろう、そのように思っております。

3.11の東日本大震災のときに砂が欲しいということでどんどんどんどん開発をされて、本町には山が崩れだしている、そしてまた再生可能エネルギーでしたっけか、それが太陽光、これのために大規模な土地の開発というものが行われて、どんどんどんどん里山が崩れだしている。このままの状態で行くと本当に自然豊かな町というのは、これイメージダウンなるのではないかなと、そのように自分で危惧をしております。本当に乱開発の様相を呈しているのではないかなと、そう常々思っております。水の循環、この水の流れ、これも砂、堆砂で内水だったり、または冠水だったり、そういうものがどんどんふえてきてる、また規模も大きくなってきている、非常に心配されるところであります。

私が思うのは、町がしっかりそれを管理する、要するに今業者が入っておられますよね、その業者の皆さんが最後まで責任をもってですよ、里山の機能回復といいますか、それがしっかりやってもらえるのかどうか、それを見張るのが町の役割ですよ、それができるのかどうか。それと地域の、地域とともに協定書を出している、その条件、それがしっかり業者に守られているのか、業者は守っているのかどうか、それを確かめる必要があるんじゃないでしょうか。今後、やはりこの問題、課題というのが、山ですよ、相当私は多くなってくると見ております。

そんなことで、今回は森林等開発の規制強化を早急にとということと、2番目に住民バス指定管理者の行政処分というものについてお伺いを申し上げます。

本町の森林面積は3,716ヘクタールで町総面積の45%、これ平成16年です。現在その森林は多くの砂採取や太陽光施設の設置により開発が進み、里山としての機能が十分果たせない状況になりつつある、このことは本町が計画する環境の保全と町土の形成にも支障を来すことにな

る町は林地開発にしっかりしたすべもなく、開発行為申請が出されるままに林地開発が進んでいる状況にある。このままの状態が進めば自然環境はもちろんのこと我々居住地にも相当の悪影響が出てくると懸念するわけであります。町はこの林地開発に対し、どのような考えを持っているのか、そして今のままでよいのか、それとも町として何か策があるのかお伺いを申し上げたいと思います。

2番、平成28年7月25日の議員全員協議会において住民バス指定管理者が行政処分を受けたと町より報告があった。平成26年8月にも同じように行政処分を受けて2年足らずであります。処分は貸し切りバスだけに対してのみ受けたとあるが、本町はその業者に対して住民バス事業指定管理者として指定しております。処分を受けたということは会社全体の体質に何か問題がないのか、問題があるのではないかと、そのように考えます。町ではこのことに対してどのような対応・対策を考えているのか、お伺いを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 石垣議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、初めに森林等開発の規制強化について答弁をさせていただきます。

森林は山地災害を防ぐ働きや水源を涵養する働き、自然環境を守る働きなど多くの公益的な役割を担っております。無秩序な開発行為により、そうした働きが損なわれることを防ぎ、また皆様の生活環境を守るためのルールが林地開発許可制度であり、許可の権限者は県知事でございます。

ところで、許可の基準はどういったものかといいますと、「周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生するおそれがないこと」「流域内に水害を発生するおそれがないこと」「地域の水の確保に支障を来すおそれがないこと」「周辺の環境や景観が悪化しないこと」になっております。これらの全てに該当する場合、知事は林地開発を許可しなければならないとなっており、あわせてその許可に当たって知事は都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならないことになっております。

これにより、町では林地開発の申請者から提出された開発行為協議願書に基づき開発指導部会を開催し、開発に当たっての同意条件などを協議しております。開発行為に対する同意条件とは、公害防止協定の遵守、隣接者の同意、開発行為の着手のルール、土砂流出の防止、その後の復

旧などの対応等でございます。町では、開発指導部会の協議結果を踏まえ、知事から求められた林地開発に対する意見を回答しております。

さて、御質問でございます林地開発に対する町の考えは持っているか、また町としての何らかの策があるのかについてですが、先ほど御説明したとおり林地開発の許可の権限が知事であることから、町としては森林法に基づき林地開発と森林の機能保全の調和に努めてまいりたいと考えております。

また、林地開発に伴う開発行為については、町の開発指導部会を経ながら林地開発に必要な同意条件を附帯させるとともに適切な指導を行ってまいりたいと思います。

次に、住民バス指定管理者の行政処分等についてお答えをいたします。

行政処分の内容については、さきの議員全員協議会において説明したとおりでございますが、貸し切りバス部門における処分とはいえ、法令違反があった事実は町としても重く受けとめております。本件を受けまして指定管理者に直接説明を求めたほか、点呼の実施の状況や適正診断の実施状況など運行管理の実施状況等について記録簿を確認の上、安全な運行に努めるよう強く要請したところでございます。また、8月4日付をもって大郷町住民バス運行に関する指示書を交付し、より一層安全運行について厳しく指示をいたしました。

今後は、現場における指導や各種記録簿の確認頻度をふやすなど法令を遵守した安全な運行が行われるよう実効性のある対応を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） この間の全員協議会の中でちょっと黒行の議会が重なってしまってちょっと途中からしか入れなかったんですが、その中で聞いた話からですが、これまで使用しております町の開発指導要綱というもの、これを改正をして、そしてこの乱開発を防ぐんだというようなことがあったですね。この要綱というもの、考えてみますと、これは行政内部の内規ですよ、単なる、法の性質を持たない、余りにもこれは生ぬるい改正ではないか。私はね、先ほど申し上げました乱開発が進んで、この大郷町がどうなってもいいのかというのを、それが心配だからであります。強制力をもっと持たせた条例が必要だろう。なぜその条例までもっていこうとしないの、なぜ要綱で終わってんの、余りにも生ぬるいやり方が、だからいろいろなところが開発されるんでないですか。大郷

町は楽なんだよ、そう思われてないですかね。その辺どうなんですか、町長、考えをお聞きをいたします。

議長（石川良彦君） 初めに、企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、今の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員御承知かと思いますが、開発関係につきましては、その目的・態様に応じましてそれぞれ森林法なりあるいは都市計画法なり、そういった個別法の規制というものを受けてまいります。条例で厳しい規制をということでございますが、本来、条例の制定に当たりましては地方自治法の規定によりまして法律の規定を上回る条例というものは制定できないというような足かせのほうが、まずございます。そういった意味では町のほうで行政指導というふうの開発指導要綱を定めておりますが、これは他の自治体と同様に実質上町のほうの方針ということで実質上の強制力を持った開発事業者に対する規制といえますか制限を、行政指導の中で指導していくといったような中身になってございますので、現状におきましては、実効性としては要綱の中での対応でも可能なのではないかと考えてるところでございます。

議長（石川良彦君） 町長の要らないね、今全て入ってるね、大丈夫でしょう。

石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 今のお答えですと私は、あれっ、だって条例は上位法にあるからいいんだ、森林法さあるからいいんだ、じゃ今の条例は何も要らないの、簡単に言うと。私が言ってるのは、町は我々が知っているんだから私ら独自の条例はできないの。何かを。その条例の上の法あるんだろうと思いますけれども、それが条例をつくるということでしょう。私は要綱で法の性質を持たない要綱では弱いんだと、だから言ってるんですよ。そこを、もう一度考えてほしいと思います。あとのほうで、またお話を申し上げます。

ここに県の自然保護課から出している林地許可、林地開発許可一覧表があります。これは平成28年の6月30日現在であります。この中でこの大郷町がどのぐらいあるんだろうなとってみましたらば、18件今あります。これは1ヘクタール以下、踏査の終わっている完了届を出しているものもあるでしょう。しかし、今18件あります。

その中で、あれっこれ何だろなって不思議に思ったのが、中断中が2カ所ある。18の中で中断中、それも非常に古いやつですよ。これは大郷町の味明字蓮沼畑2の何番だか、ちょっと見えない。小さくて。用

途として工場用地の造成、許可期限は見ると昭和63年9月30日、これ中断中。それからもう一つ、この林地開発の中断中が川内字長福寺山67の15、これは1.9ヘクタール、まあ2ヘクタール近くですね、工場用地の造成、これも同じです、許可年月日平成23年5月31日、もう既に5年も前ですよ、

こういうものがなぜ残っているのって、林地開発の今の状況の中で今後この2件はまたやるのって、だって造成が進んで完了したらばですよ、ああ違うな、1年以内の条件があって、その1年以内にやらなければ、これはやめろと取り消しを勧告できるんでしょう。なぜこういうのが残っているのか。これは町の怠慢になってないんですか、仕事の。または県、県とのなんですか、そのやりとり、全然信憑性っていうか、この資料にもないよね。そのようなことを考えると、これはどうなんですか、町として今後やるんですか、この林地開発、どういう状況でしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） では、ただいまの件についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、林地開発の関係の一覧表というのは県のほうで公表されておまして、その中に今御指摘のとおり本町につきましては2カ所「中断中」というような表示がされているわけですが、これにつきましては、当初林地開発の許可を受けたものの、その後、事業者におきまして諸般の事情により、その事業のほうで、その事業を中止するという中止届のほうを県に提出され、その中止された後のその現地の状況が災害の防止の観点から特段支障はないだろうというふうに関のほうで判断をしたものについて、「中断中」という表示をしているといったようなこととございます。

この場所につきましては、今後新たな開発を行うようになった場合については、新たな届け出が必要になるということとございます。

なお、この林地開発の許可を受けました件の中断をした場所等については、特段県のほうから町のほうにこれまで通知というものはございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 県から町にね、ない。だってこういうものが取れるんでしょう、インターネットから取れる、町では常にこれを目を光らせていなきゃないんでないですか。開発どうなってんだらう、町の山の、これを常にこういうことを把握してなきゃないんです、30年か、30年も前の

一覧表、まだ残ってるというのはどういうことなの、これは非常に事務の怠慢じゃないですか。しっかりとこの辺はやっぱり確認をして、県にこういうことだからこれは取り消して消せ、そして申請を新たにしろ、そういうことが町の仕事ではないですか。県だから、県が何もしないから町はしないんでなく、町がしなくてない、そのことを忘れていませんか。これは企画だけではないと思いますよ。よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、ちょっと聞いておきたいんですが、川内流通工業団地の脇、西のほう、住所が川内字北中別所、これ大竹商店さんって事業所がある。その道路を隔てた西側にトタン板っていうか、トタンのフェンスがあつて中がすっかり見えなくなっている。以前は砂取りを一生懸命やつつたんですよね。しかしながら今はやってません。もう終わったのかな、多分この一覧表を見るとそれがありません。完了届を出したかもしれませんが。中が見えないというのは非常に不安であります。

私はね、あの中がどうなっているのか。例えば開発許可を出すのであれば残地森林、それを除かさなきゃない。または緑地、または造成森林を残さなきゃないんでしょう。何%決まってるんです。それはどうなってるのか。開発申請の条件、これどうなのか。森林復元措置というのか、それがしっかりなされているかどうか。それは町が確かめているか、県と一緒に、その辺をお聞かせをください。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問の件は個別の案件でございますので、どこまでお答えしていいかわからないんですが、本件につきましては、開発の関係で町のほうに事前協議の提出はございましたが、書類不備のため、現在、その手続的なものについては滞ってる状態のものでございます。

議長（石川良彦君） ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 後 0 時 0 0 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

9 番石垣正博議員。

9 番（石垣正博君） この林地開発の申請においては、間違いなくこれは県に申請を出すと、そして県から許可をもらうんだというふうに、それはそのとおりであります。しかしながら、我々の町は我々で守らなければな

らない。誰も守ってくれません。それを念頭に置いていろいろなことを町が行動するのが当たり前であると思います。

ここに、林地の開発許可制度の体系図があります。ずっと見てきますと、関係市町村長の意見聴取、町の同意、こういうものも必要なんですよ。しっかりとこの辺は町が意見を述べて、これはだめだよ、この開発はいんだよ、それを言うべきではないですか。いろいろな問題が私は今から出てくる可能性がある。後でもう一つちょっと聞きたいが、それだってどうなんだろうかと、非常に心配であります。

先ほどの、どうなんですか、その砂取りが中断されているということなんですか、もう一度ちょっと確かめたいんです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

御質問の件につきましては、いわゆる開発に関する事前協議書の提出は一旦町のほうとして受けておりますけれども、その関係の書類のほうの不備でございますため未同意の状態でございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） そのことについても、あのトタンのフェンスが張ってから相当数の時間がたってるんでないですか。いつまであのままの状態にして、あそこにトタン板を、フェンスを張っておくんですか。私は、その辺がちょっと信じられません。早めの対応・対策を、お願いを申し上げたいと思います。

もう1カ所お聞きを申し上げたい。我々がホテルのイベントを企画して、そしてそのシャトルバスの発着場としております小野建設の資材置き場さんところをお願いをして、あそこから発着をしております。その中であそこの小野建設さんの道路挟んで前のほう、あれはたしかマイタックさんかなんかという事業者が今砂取りを一生懸命行っておりますよね。そしてその中で道路沿いを見ますと現状の形状のままで三角でずっと道路が、道路の脇にそのまま残っている残地、あれは残地森林なのかどうなのか。もし残地森林であったならば適正な場所の残地森林でなければならないということがありますよね、規定に。道路の脇にしっかりと三角の帯状にそのまま入っております。適正な残地森林で私はないと思いますが、ただ内容は私はわかりません。それは外からしか見ておりませんので、その辺おわかりでしたら、お聞かせください。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問の場所につきましては、開発当時は道路敷として町有地ということでございましたけれども、その後、開発業者さんの協議の中におきまして事業者さんのほうでその辺を町のほうから売り払いをするということで、当該場所につきましては、将来的にはその分の土砂も採取されて平らになるのかなというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 町の土地を売り払いをする、そしてあそこを砂を取って、そしてあそこを平坦にして見晴らしをよくするという、ということは残地森林で残すということではないと判断していいわけですよ。その辺しっかりと町として見ておいて、パトロールしたりですね、そういうことで私は必要ではないかというふうに思います。

なぜこのようなことをお聞きをするかといいますとね、もう既にその砂取りが終わっている、または太陽光が設置が終わっている、そういうところがいっぱいあるかと思います。その中で私は無秩序なというか秩序がない、そういう開発行為というものを防ぐ、または自然管理の保全上、残地森林を残す、または新しく造成する森林緑地というようなもの、こういうようなものは、その面積、位置が本当に適切なんだろうかどうか、その辺も多分県のほうからの指導、または県と一緒に町がそれを見ておるかとは私は思いますけれども、どのような格好でそれを町は見ているのか、それをお聞きしたい。

例えば、その太陽光であれば残地の25%を残さなきゃない、またはその林帯幅13メートル、これ20ヘクタール以下の開発だったらばそういうような残地森林を残さなきゃない、そういうような条件がついてますよね。私は、それをしっかりと町は確かめているかどうか、県と一緒に、その辺をお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

残地森林に限ったことではありませんが、開発に関する町としての確認という部分で、昨年度から県のほうの立入調査のほうに町のほうの帯同が許されまして、その辺のところでは現地のほうを見させていただきながら必要な指導なりお話をさせていただいてるところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 昨年から許されたということは、私はもうね、そういうことは県で、どうなんだろうね。いや、県に文句言うわけではないですよ。県が許可して、下ろして、あとはどうなってもいい。我々の町は我

々が一番知ってるんですよね。県がどうのこうののではない。申請はそうかもしれません。許可を下ろすのはそうかもしれません。しかし、うんと大事なものは町ですよ。私は、そう思います。

この砂取りの採取というもの、ここ二、三年でもう終わるだろうというように聞いております。そうすると今砂取りを行っているところ、これは残ってくる可能性ありますよね。そんなときに中途半端でその工事をやめられる、またはそれが残される、そうすると誰の手にも負えなくなって、それを手をつけることができない、そういう状態になった場合には、町はどのような手段でその辺を管理していくんでしょうか、お聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

林地開発、土砂取りの関係ですけれども、基本的には開発に関する許可の中で採取後は緑地化を図るといような義務づけが要請されてるところでございまして、その辺のところを開発終了後に、これも県のほうと歩調を合わせながら確認をしていくことになるのかなというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その辺しっかりと、許されたんですから、我が町であります。だめなものはだめ、しっかりとお願いを申し上げたいと思います。

一つ、場所についてお聞きを申し上げます。これもホテルの関係で川内流通工業団地の組合から協賛金をいただいております。6月に、6月の初旬か、その組合におじゃまをいたしました。その足で、ちょっとこの川内流通工業団地に来ていないかと、そう思いましたので、ちょっと見てみようということで川内の流通工業団地を車でちょっと見てまわりました。ずっと奥のほうも全てです。その中に大きな建物があつた。それは川内流通工業団地に接した南側の場所であります。あれっ、これ何だろう。プレハブ建ってる大きい、非常に私は何だろうと思ったんですね。それでいろいろ調べさせていただきました。

許可年月日、開発登録簿を見ますと平成25年の8月20日、宮城県県指令第138号、この中において長野県長野市に本店を構える業者、舗装工事業、昭和45年創業、資本金2,000万の仙台営業所がそこにあるということになりました。そして、その登録簿、この中を見ますと予定建築物、特定工作物ですよ、アスファルトプラント事務所、修理工場を建てる予定で、その開発をするんだということの申請であります。

しかしながら、開発は1カ月程度で終わったとしても、もう既に3年余りですよね。その3年余りに宿泊施設が建ってプラントは建っていない、これどういうことなのか。もうプラントはもう建てる必要はないのか、なぜそのアスファルトプラントが変更になっているのか、町ではしっかりそこは確かめていると思いますが、いかがでございましょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

御質問の場所については、これも個別の案件でございますので、詳細なお答えはなかなかしづらいところがあるんですが、現在の建物については適法に変更の許可が受けられているといったところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） ということは、今言われた中ではちょっと中身が全然わからないんですが、なぜアスファルトプラントをやめたかという理由は聞いておりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

これは事業者様の事業計画の中の都合によるものというふうに考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） このことね、事業者の考えが変わったからアスファルトプラントやめました、寄宿舍にしました、ここに建築確認がございまして、使用用途して「寄宿舍」とあります。そして総面積485.64平米、だって150坪の宿舎ですよ。大体何ぼだろう、12ぐらいの入れる宿舎でしょうか、それがあつた。これは平成26年の1月30日にアスファルトプラント用地造成の完了届が出て、そして平成26年の12月にプレハブについて、要するに建築確認を出しておることがわかりましたので、それを取ってみた。確かにその計画概要を見ると今のとおりであります、この都市計画法の宮城県指令228号、都市計画法第42条第1項ただし書きの規定に基づく許可、建設許可、用途「宿舎」ということになっております。約11カ月であります。それで寄宿舍に変わりました。

町としてですよ、私はこれでいいのかっていうことを聞きたい。アスファルトプラントとして県に許可を出された、しかし居住を主とする寄宿舍が、その現場に建っているというのは、私は非常に違和感を感じるんですね。そんなに変更って簡単にいくのがや、町の同意はどうだったんだや、町として県からこういうことを言われたのか、またはその周辺

の同意、これはもらったのか、変更に際して、そんな簡単には私はいかないと思う。開発行為ですよ。それとその寄宿舍、これは現状はどうなんでしょうか、それをお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員、そこまでの個別案件までいくと十分な答弁は得られないものと思います。事前に通告していただければ、その分恐らく調べてくるんだと思います。先ほどの答弁で恐らく似たような形になるかと思いますが、御了解いただきたいと。

答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

詳細については、その辺ちょっと確認をしておりますので、この場ではお答えいたしかねます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） この辺はね、私はしっかり確認してほしいよね。だってね、私が言うのは業者の言いなりになっていないのかということと、うんと懸念するのはですよ、町が甘く見られていないのかってことですよ。私はそれを感じました。なぜなのか、大郷町は開発許可を出せばすぐに申請なって、目的は下さ隠しておけ、最初から宿舎だった、または重機置き場だった、そういう状況だったらどうするんですか。私はそこが懸念されるんです。だから今言ってるんです。しっかり調べなさい。大郷町は楽なんです、開発するのは。しっかりと表面だけ繕ってればいい、私はそうではないと思いますが、町長、いかがなんでしょう、その辺。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどの答弁に尽きるわけでありませけれども、県で許可をいたしまして、県知事のほうから市町村長の意見ということでまいります。そうした中で町として開発部会を立ち上げまして、その部会で検討して結論を出してるということで町の考えを県のほうに通達してるということでございます。先ほど答弁したとおりでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 開発部会でね、しっかりとやってるんですよ。町のかかわりが、かかわりあつから、そこで部会でやって、そして県に出してんでしょ。最初からそうなんですよ、だったら、これはしっかり調べておかなきゃいけないじゃないですか。それで個人だからわからない、冗談でないですよ、そこまでしっかりと私はやるべきだと思いますし、公表すべきでないですか。1弾2弾とまたそういうところが来たらどう

するんですか。ある可能性ありますよね、ここは私は甘く見られていないかっていうこと、ここ言いたい。

それとね、この林地開発の許可申請書、これを見ました。その中で先ほどの条件の中で開発区域に含まれる地域の名称及び面積とあります。大郷町川内字中塚山1の6の一部、1の20、1の27の一部、1の28の一部、1の20の一部、6の91、そして南別所2の11とあります。ここに3.2ヘクタールの開発をやるんだという申請が出ているんですよね。

私ちょっとこれを調べさせてもらいました。そうするとどうでしょうか。1の6の一部、それから1の20、これは町有地ですよね。町の土地じゃないですか。何ですか、これは。町の土地を、その開発用地の中で提供してますよね。これ何なのか。売るつもりだったのか、それとも売ってくださいっていうことでこれに計画を載せたのか、町のかかわりはどうなんですか、その辺をお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 通告にない分ですけれども、把握してますか。きちっと……（発言者あり）だからきちっと具体的例を出していただければ恐らく答弁も十分納得いく答弁いくと思えますが、わかる範囲だけで普通は許可したくないところなんです、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

ちょっと具体的な案件がちょっと今の御説明できるのは、なかなか私のほうで把握しきれませんので、後ほどお越しいただければ、その場でいろいろ確認してお答えをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 先ほど開発部会で町長が言ってますよね、町に来るんだってね、そこでわからないの。町の土地があるっていうこと、わからないの。その開発の中で。そういう話ってないでしょう。3.2ヘクタールの中に入ってんだ、町の所有物が。そんなばかな話ないですよ。わからない、冗談でないですよ。もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） その辺は、だから先ほど答弁したとおりでありますので、これは一般質問、通告制でありますので、その内容に沿ってやっていただきたい。もし詳細にわたって聞きたいのであれば、後で確認していただきたいと思います。

一般質問を続けてください。石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 謄本取ってみると1の20、811平米でしたっけか、町の土地が、開発行為の中の申請書に町の所有が一部ある。これはどういうことなのか。そんなばかな話ないでしょうと。町が知らない、さっき部会

で、開発部会でしっかりもむんでしょう。そしていいよって県さやるんでしょう。こんなばかな話ないでしょう、そんな、私はそう思いますよ。後でこれ調べて私に回答いただきたいと思います。

それと、このアスファルトプラント中止となって寄宿舎を建てる、そして変更になる、その変更が本当に簡単にいくんだね、今の話聞いていると。それでいいのかなって、ふっと今思ったんですけれどもね、寄宿舎があるところは川内の流通工業団地の中ですよ、考えてみれば。その中に人が居住する住まいする寄宿舎がある、何か問題はないのかな。例えば音の問題だってある、騒音だってある、粉じんだってある、そういう問題で町が何か言われたらばどういう対応するのか、問題はないのかどうか、その辺ちょっとお聞かせを願いたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

特段問題というのは私のほうでは聞き及んではおりません。もし何か問題がいろいろ発生するということになれば、ここの場所の寄宿舎という問題ではなくて、通常のそういったいろんな問題解決の対応なり手法の中で対応していくものと考えております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） そういう問題も私は今後出てくる可能性がある、だから今お話を申し上げました。もし、この林地開発の申請書の中身を見ますとですよ、3万2,000平米か、その中の本町の一部ではあります本町の所有がですね。その中の、例えば残地森林だったり造成森林だったり、または緑地だったり、特に造成森林だったらどうしますか、木を植えなさいということでしょう。そうすると、それはいじくられないんです、町では。立木法、法律があるんじゃないですか。そういうようなことからすると、しっかり見ないとだめだと私は言ってるんです。県に任せっきりでない、町でもむんだって、町が主導して林地開発しなきゃないんだと、私はそういうことを言ってるんですよ。ただ単に言っておけません。そういうことではないでしょうか。謄本も取ってみました。やっぱりそのとおりであります。

こういうことも聞いている。あそこの土地、さっき言った寄宿舎がある土地ですね、あの辺から隣接する土地で伐採の許可申請かどうか、許可制、伐採に対する許可というものの申請か何か町にありますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

個別の案件について、こちらのほうではちょっと準備してございませんので、許可が、届け出がされているかどうかですね、後ほど詳細について確認を差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） あそこのプラント建てようとしたところの脇の砂取りを誰かがやる、そのための道路を提供するのではないかという話も私は聞いております。そうすると初期の目的というか目標、全く違ったものになってきてるんでないかと、そこが懸念されるということなんです、私は。重機の置き場、寄宿舍、そしてまた最終的には隣の隣接の砂取りの場となる、それが目的ではなかったのか、これは推測でありますから確定ではありません。でも、そう思わざるを、私は得ない。だから林地開発はしっかり見なさい、または管理をしなさい、それが町の仕事ではないかと思えます。

その中で今までいろいろとただただ述べてまいりましたけれども、これは一つの例であると思えます。今後ちょっと調べていただきたい、その辺はね、課長にお願いをしたいんですがね、さっきの土地の件、この辺もしっかり調べてみてください。その開発行為の中に入ってますよ。今後このケースというものが有り得る。

前からお話ししましたが、我々の町は我々で守んなきゃないんでしょう。国・県守ってくれませんかよ。だって余裕ないもの。そして我々が、一番この町を知っているのは我々でしょう。そこに主眼を置くべきではないですか。何かかにかあっても業者の、業者にお願いをするだけ、業者の良識に任せて工事開発をしているだけ、だからいろいろ問題出るんじゃないですか。堆砂の問題が出たり内水があったり、水の循環が悪くなってきている。私どもの都市計画法というものを持っておりますよね、ブックでありますよね、あれに基づいて我々地域の実情というものに合った土地利用を進めるための、私は町独自の開発許可条例というものをつくっておくべきではないのか、もうこれは既に遅いかもしれません。しかし、まずもってつくることだろう。それと都市計画法に基づく線引き、これもしっかりしておくべきではないのかと、そのように思いますが、町長はいかががお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 都市計画に基づきましては、もう本町は線引きをしております。そうした中で、ただ用途指定をしてないということだけでありまして、しっかりと線引きをしてそれに基づいて開発行為、あるいはま

た林地法に基づいて開発をしてるのが実態であります。（「条例をつくるべきではないでしょうか」の声あり）

議長（石川良彦君） その辺は先ほども答弁いただいたわけなんですけど、もう一回確認しますか。

はい、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 条例につきましては、先ほど午前中にお答えしたとおりでございます。現行の個別法の中では、これも繰り返しのようになりますが、一定の条件を満たせば許可権者である県知事は、これは許可をしなければならないというふうに法令のほうでうたっております。

ですので、例えばそれに対して町のほうでこういう条件があるときは町では許可しないとか、そういう法令を上書きするような条例というのはそもそもつくれないといったような縛りがございますので、実効的には、これも午前中に申し上げましたが、開発指導要綱の改正をしながら、その中での行政指導を十分に行うことによって、その実効性のほうを担保しながら御指摘の部分に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） これは言い合いになるかもしれませんが、私は法の規制に合った条例、この町の、それが私は必要だと思ってお話を申し上げました。一つ提案をしておきたいと思えます。

2016年の4月に載りました「産廃の不法投棄 ドローン監視」というのが載りました。これは青森県でやっております小型無人機ドローンを使った監視活動や実態調査に乗り出す。上空からのパトロールの頻度を高め、不法投棄の摘発や抑止につなげる。これ、ドローンを使ってるんですよね、こういうふうに新聞に載ってます。それと、8月にはこのドローンの教習所が秋田できてますね、教えますよということ、そしてまた政府では過疎地で18年実現狙うドローン宅配開発加速、政府でもこういうことをやってるんですよ。18年だから、あと2年後、これでドローンで宅配しますよ。そして、この間載りました丸森町と東京の企業災害対策へ期待、ドローン実験協定締結、こういうことを各自治体ではこんないろいろやっている。こういうようなものも町ではやはり購入をして空から監視をしたりしてはどうなんでしょうか。青森のそのドローンは幾らかかなと思ってみますと、本年度予算で適正処理緊急対策事業費として814万、5機ということは160万ぐらいでしょうか、これは相当大きいですね。今、建築業界でも高いところはこのドローン使ってやろうと

してますよね。こういうことでさっき言った残地森林、またはいろいろな緑地、そういうのが間違いなくつくっているかどうかとか、塀があって中が見えない、いやあわからない、町はどうなんの、そういうことが言いたい。このドローンについて、どうですか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 林地開発の規制強化ということではありますが、やはりそれぞれ規制に基づいてそれぞれ許可、許認可等受けております。そうした中で先ほど課長が説明したとおり、今、県と町の職員が現場に踏み入れましてしっかりと監視をしながら指導をしておりますので、あえてドローンまで購入して監視する必要はないのかなと思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） わかりました。まあそういうこと、どのような計画書でそういうことをやってくれるのか、一日どのぐらい回って、それは全てわかることかと、後でね、思いますので、しっかりと町の監視をしてほしい、そのように私は思います。

ちょっと時間がなくなって、済みません。もう1つ、2つ聞きたかったんですが、2番目に移ります。

7月の全協において住民バス事故にかかわる和解についての説明の中で、資料として住民バス委託業者に対する行政処分の報告がございました。その中で今回町が会社に対して立入検査をなされたということが述べられておりました。果たしてこの立入検査は、この業者に対して初めてお入りになったのか。または、その立ち入りの際にどのような書類、そういうものを確認したのか。そして社長、責任者、従業員の聞き取り、これは非常に大事です。それはどのように行われたのか。立ち入りで。そして今回の処分の中に処分内容を社内に公示すべきであったが、公示されていたかどうか、その件についてお聞きを申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

まず、第1点目の何回目の調査かということでございますけれども、協定に基づき現場に入って調査をさせていただいたのは初めてでございます。

内容なんですけれども、まず大きくは運行管理の実施状況、それから事業計画の遵守状況、運賃料金の収受状況、それから点検整備の実施状況といったようなところでございまして、特に運行管理の実施状況とい

うところでは各種の資格あるいは講習の受講状況について書面をもって確認をいたしましたほか、適正診断関係、それから点呼簿あるいはシフト表、乗務表といったようなものにつきましても、現物を見せていただきながら、どのような状態でこれを記入ないしは確認をしているのかというようなことについて確認をさせていただいたところでございます。

会社のほうは社長様のほうにお立ち会いをいただきまして、この辺の内容等々も含めながらですね、なお安全運行には万全を期していただきたいということで御指導申し上げたところでございます。（「公示」の声あり）

失礼いたしました。最後の御質問でありました文書の公表、輸送の安全に係る情報の公表義務違反ということで、その警告された内容の掲示というものはですね、住民バスの事務所ではなく貸し切りバスのほうの事務所において掲示が求められたということでございますので、その辺のところは写真によって確認をいたしております。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） しっかりと確認をしたということでございますが、今、課長のほうから1人でいったか2人で行ったかちょっとわかりませんが、その内容、検査の内容というものからして、何だろうね、今言った現物を見たり、または社長から、本来はですね、これは従業員の皆さんまたはその責任者、そのバスの責任者おりますよね、そういう方々からしっかりと話を聞かなくてない。書類の現物だけでは誰だって訂正もできるだろうし、いろいろな問題が、もうわからない。だからそれは課長として、やはりその処分というもの、行政処分が適正だったかどうかというのは、どう感じられましたか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えします。

行政処分の適正性ということでございますけれども、それは運輸局のほうで内容を調査して実施したものでありますので、これは当然適正な処分であるというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 現物をね、見てそうだということですよ。あっ時間がなくなりましたけれども、町長にお聞きを申し上げたい。課長から立入検査の報告を受けておりましたね。そしてそのことが住民バス委託先として適正だ、または適正でない、どのように判断されたのでしょうか。これは最後だと思いますので、お聞きします。

議長（石川良彦君） 質問時間過ぎましたから、ごく簡単に答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 課長が行って指導してまいりましたので適正と判断しております。

議長（石川良彦君） これで、石垣議員の一般質問を終わります。
一般質問を続けます。次に、8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 通告に従いまして8番高橋重信、一般質問を行います。

1番、目安箱を設置して町道山中希望の丘線建設に対する町民の声を聞くべきである。

地区懇談会を9カ所、まあ169名参加の中で町道山中希望の丘線新道建設工事の説明を開催されたと。しかし、参加者は行政区の役員さん等あるいは町執行部の幹部の方多数であり、町民の方々が少ない状況の中での開催かなと捉えた中で、要はその説明、執行部で説明すると言われたものが、私も現地に行って説明を聞いたわけなんです、説明じゃなく、この道路がどうしても欲しいという、その説得のための懇談会かなと、その辺思われたわけなんです、要はその辺の所見もお伺いいたします。

まず、1番、各行政区に目安箱等を設置して、より多くの町民の声を聞くべきと考える、これは要は関心のある町民の方がなかなか見えられなくて、要は役の方々が来られたと。要はそこに足を運ぶ何らかの形で行きづらいものがあるのかなと。そう考えた場合ですね、この目安箱においていろんな数多くの町民の意見を聞くべきかなと、そのように考えております。この辺をぜひともやってほしいなど、そういう気持ちでこの一般質問しております。

それから、2番目、旧道は側溝にふたをして、要は240メートルですか、今ある現在のところ、これをふたをして、側溝にふたをして6メートルの幅にして、それで歩行者と車両の通行を、通行にすると、そして安全安心な通学としていくという説明であります、これは私、あるいは私だけじゃなくですね、そういうことはなかなかできるものなのかなと。要は大谷小学校前のグリーン帯と同じものを設置して、そこを通る、旧道を通る車両はスピード30キロ以内の走行にさせると、要は前の執行部の試算の中で1日521台、一番多いときで通行車両があるんですよと、これだけ多い中で30キロ、これを守ることができるのかと。要は危険地帯となると、これは何度もいろんな議員の方からも出ておりますが、その辺に対しての安全性、どのように捉えて対処していくのか、その辺の所見をお伺いします。

それから、2番、他の市町村に先駆けて給付型奨学金制度の創設を。

本町では経済的な理由で就学をすることが困難な学生に対し、奨学金を無利子で貸与しており、毎年多くの学生がこの制度を活用して希望する高校や大学に進学している。しかし、卒業後、数百万に及ぶ返済金の支払いが待っており、そのことが社会生活を送る上で大きな負担になっているのが実情であります。給付型奨学金の創設に向けた議論を進めて、そこで従来の貸与型奨学金制度を存続させながらも他の市町村に先駆け、いち早く給付型奨学金制度を創設することは定住化促進並びに子育て支援をまちづくりの柱と掲げている本町にとっては、最も重要な政策として捉えた場合、今、小規模団地の造成もハード事業としてやってるわけなんですけど、そこに張りつく町外の人が出てくるんじゃないかと、この辺を強く考えてこの辺の一般質問に行いましたので、町長の意見、いろいろ考えているとは思いますが、その辺の所見をお伺いします。

そこで、次の点についてお伺いします。

本町の奨学金貸与の過去5年間の状況はどのようになっているか。

奨学金1人当たりの総額貸し付け金額は。

3番、本町でも奨学金返済の滞るケースが発生しているのか、またその主な原因は何か。

4番、ひとり親世帯とより支援が必要な学生のために返済のない給付型奨学金制度。

5番、親権者の所得が400万未満の卒業生には貸与額の50%を給付型の奨学金制度を考えてはどうか。

6番目に大郷町に居住する卒業生に対しては貸与額の50%の給付型奨学金制度の取り組みなどを考えてはどうか。各制度の創設をすべきと考えるが、町長の所見をお伺いします。以前は、町長の答弁の中で予算的に無理な部分があるということだったんですが、再度この質問をさせていただきます。どうぞ所見をよろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。町長。

町長（赤間正幸君） 高橋重信議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、1番目の目安箱を設置して山中希望の丘線建設に対する町民の声を聞くべきであるについての答弁をさせていただきます。

町道山中希望の丘線整備事業につきましては、平成26年5月に地元説明会を実施し、地元の理解を得た中で詳細設計を行っており、平成27年3月定例会において大郷町道路線の認定をいただいております。平成28年4月には事業の詳細な内容について説明会を実施し、地元の地権者等に

説明をするとともに6月13日より開催いたしました地区懇談会において全町にわたり皆さんの声を聞く機会を設けていただきました。

以上のことにより、広く町民の声を聞くことができたものと判断をいたしております。

②番目でございます。現道を改良する部分の区間についての御質問かと思われませんが、御指摘のとおり既設側溝にふたがけを行い、車道と歩道で6メートルの幅員を確保するものです。路肩の幅員を広くすることで歩行空間を確保し、大郷小学校前の町道と同じカラー舗装を行い、将来的にはゾーン30とすることで、さらに安全性を向上させるものでございます。

ゾーン30は自動車や自転車は30キロの制限速度となっております。また、カラー舗装は速度超過の抑止効果も非常に高いことから十分な安全確保ができるものと判断をいたしております。

大きな2番目の「他の市町村に先駆けて給付型奨学制度の創設を」に答弁をさせていただきます。

過去5年間の奨学資金の貸付者数については、新規及び継続貸し付けを含めて平成23年度が48名、平成24年度が34名、平成25年度が30名、平成26年度が36名、平成27年度が38名となっております。

②番目でありますけれども、1人当たりの奨学資金の貸し付け金額については、条例・規制で定めている上限額である高校生3万円、大学生・専門学生4万円の金額を申請している方がほとんどでございます。この場合、高校生は3年間で108万円、大学生は4年間で192万円となっております。

質問の3番目でございます。平成27年度決算では約260万円の返済金の滞納繰り越しが発生をいたしました。返済者の106名のうち10名弱の方が滞納いたしております。その原因としては、安定した職業についていない、あるいは自己破産、心身障害疾患などが挙げられております。

4番から6番目まで同じ内容でございますので、奨学資金制度についてお答えをいたします。

給付型奨学資金制度については、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」において財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進める方針であることから、自治体としては国の動向を見きわめながら判断すべきものであると考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） まずですね、私がこの新道建設の一般質問を何度か取り

上げてきましたが、これは議会で可決してるものを、また認定道路としてまた可決して、要は設計ですか、企画設計のほうの予算もついて、真っすぐ走るべきものであるべきわけなんです、町民の方が私のほうに来る声は、その事業はとりやめてほしいと、この1点から私はこの町道、新しい町道の撤回を求めるわけなんです。

総務産業常任委員会の中でも、要はこれはどうするかの扱いで、執行部で地域懇談会を開くということで少数意見の保留というものもありましたが、留意ですか、というものもありましたけれども、その中でとりあえず——とりあえずじゃなく、とにかく町長も我々議会議員も選挙の中で当選……（発言者あり）いや、ちょっと黙ってくれない。その中で負託を受けてきて、そしてこの町道、この道路自体が町民の声を聞かないで議会と執行部の中で進めると、これはどういうことなんだと。要は町民の方が我々を介在しない中で進めていくのかと、こういう話がされるわけなので、この辺を何とかね、町長、もう少し違う方向にできないのかと。

安全な、要は当初の説明の中で静岡県に通学路の中で子供が交通事故に遭ったと、その新聞のチラシをコピーしたやつを各議場の中に配付されて、何の説明かなと思ったら、その山中希望の丘線、これは子供たち通学、安全な通学をさせるために必要だと。何人ぐらい人が、何度もやってることなんですけど、今までね、要は何百人いますよと。調べて見たら8人ですよと。

今度どうなったか。集中豪雨で冠水した、あるいは久保のところね、まず今度は丸山、県の予算づけがするんだと思うんですが、その中で要は巻き上げ機械、機械ですか、それを動力の大きいやつに換えると。そうすると久保のところもやっぱり冠水なっても大丈夫なようにかさ上げをすとか、いろんな形でやって、それでどうしてもどうもならないというとき初めてこの新道が、やっぱり緊急車両通すためには必要なんだと。これは何のための道路なのかということで再度町長に、その辺の見解をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） この道路について、本当に御心配をいただいて本当にありがとうございます。議員さん、誤解をしてる部分がございますので、その辺から触れさせていただきたいと思います。

丸山の交差点の付近につきましては、後谷地の排水機場があのおり能力が小さいものでありまして、大雨のたび、その都度その都度冠水を

して排水不能になっております。そうした中で、あのポンプを能力をアップするのじゃなく、あの交差点付近が、議員おわかりのとおり冠水をいたします。そうした中で、あの道路が冠水することによって粕川大松沢方面に行くのには、もう大郷大橋しかございません。そうした中であの橋を、あの橋の交差点部分を今回県のほうでかさ上げをしてやるということで、あの道路をかさ上げして救急車が中村の冠水してる部分を避けても希望の丘線なり、あるいは丸山通ってあの交差点付近がかさ上げすることによって粕川方面に緊急車両等々が、スクールバスなり住民バスが、いざというときには通行できるということでございます。

そうした中で、今回の道路については子供たちの、先ほど社会資本の国の補助でやるということ子供たちの安全確保ということで申請をいたしておるところであり、そうした中でその道路が出ることによって、千葉議員にもお答えしたとおり、その周辺の開発等々が進むんじゃないかと。さらにはそういう緊急車両もいざというときにも通行できるというようなことでもありますので、その道路を今回子供たちの、児童生徒の安全安心確保のために進めるということでございます。

今8人という話でありますけれども、道路が出ると子供たちは予想以上に通るのかなと、こう思ってるおるところであります。今でもあの田んぼの中を通過してB&Gなりフラップなりに部活に来てる子供たちもおるようであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今、町長の説明の中で今度、要は県のほうでその事業、ちょうど冠水なっても通れるようにやるということなんですが、それは県でやってもらおうと。その中村地区ね、その冠水してるところ、そこも直さなきゃいけない部分ですよ、いつ直すのか、それだったら今のこの時期に直して、それでも集中豪雨で何か被害があるというんであればその新道に行くべきであって、要は新道やる前に、なぜそっちのほうの対応ができないのかと。要は1日500台の車が通るとなれば、そこの地権者の車だけであればいんですけど、500台というんであれば町外の車も通ると思うんですよ。要は道路がよくて便利なら誰かっていったら、そこの地域の人じゃなく遠くの人がわざわざいい道路いい道路と行くんですよ。これは皆さんね、認識してると思うんですが、前にも説明しましたが、団地の中では車両、関係車両通れないよということ車どめまでやって、それで安全を図ってるわけなんです。それで子供の通学路としてこの道路が本当に大事というんであれば、何も車幅が9.5メ

ーターのそういう道路じゃなく子供たちだけが通学できる、その道路だけつくればそんなに予算かからないし、その予算をほかにも持っていくことができるんじゃないかと。この辺の答弁もね、一時ありましたけど、再度この辺の見解、答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まず、最初の中村の県道松山利府線、中村、町道中村長崎線の交差部分からかさ上げしたらいいんじゃないかという話でございますけれども、あの件につきましては、前にも申し上げておりますとおり町単独あるいは県でもできる問題ではございません。吉田川の水門が中村の部分に水門がございます。吉田川の水が逆流しないように、そうすることによってこの役場の下の川の水が全てあそこで停滞しまして道路、県道溢水しまして、町道を溢水して後谷地に行くというような状態でありますので、そうした中で、もう既に県なり国等々に排水機場の設置等を要望しておるところであります。何とかあの後谷地の機場の増幅、アップを図りながら、もし中村の付近が内水の排水する機場の設置が無理なのであれば、この下の流れてる水を、あの県道を横断しながら町道横断して後谷地に排水して後谷地の機場で排水できるように後谷地の機場もアップできないかということで要望をいたしているところあります。

さらにはですね、県道、今回の新設道路を幅狭くすれば別な部分の新規事業のほうに事業が着手できるんじゃないかということでもありますけれども、事業等の内容をしっかりと国のほうに申請をして補助をいただいておりますので、新規事業は新規事業で新しく設計を立てながら町の職員の概算の設計、そして金額出して国へ要望するということになっておりますので、こっちの事業を小さくしてこっちに予算をやるというわけにはいかないと思っております。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） その冠水するところをかさ上げね、これは町だけでできないと、県も国も要は了解得なきやなかなか進まない、だからこの道路が必要なのかと、それは全然整合性がないんです。要は災害が、冠水して通行ができない箇所があるのであれば早急に県と国に働きかけて予算をつけてもらって、その事業をつくるという、これが町の仕事じゃないのかなと。冠水したから違うところを迂回してくれとか、そうじゃなくて、それだけ困る人が多いのであれば車両なり通行なり、あるいは緊急車両がそこを通れないと、何かあったときどうするんだ、人命はとい

うとき、だからこそ国に働きかけて県に働きかけてやるべきであって、要はこの希望の丘線、要は町民の、そこに住んでる人たちが欲しくない、この1点から私質問してるわけなんです、この辺、町長、説明会でその人たちが来ましたか。来てないでしょう。

要はね、コンセンサスを図る、合意形成をいただいたと、理解をいただいたということなんです、その一部の人たちだけが来てます。そうじゃない人たちは来てないんです。そしてその人たちは表に来ないで違う形で何とか撤回できないのかと、その中でこうやって質問してるわけなんです、なぜ本当に必要なのか、最初は子供の通学路からいつの間にか緊急車両が通れない、しいては将来の町のビジョンづくりにも、これはいんですよと、じゃあそのビジョン、どういう形で今つくってんのかと。そういう案がこういう形であるんだと、だからどうしてもこの道路、事業が必要なんだというのであればね、これは説得あるいは納得もできます。何もなくて、いづでざるがどうかもわがんねげど、ただこの道路ありきが必要なんだと。要はコンセンサス、違う見方をすれば多様な利益者、利益をこうむる人たちのそういう中の合意形成かと、そういうふうにとらわれてもしようがないかなと思うんですが、この辺の見解、町長お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 高橋議員さんも希望の丘で説明会なさったようでありますけれども、私たち町としても地区懇談会で道路について大きなテーマのもとで開催をいたしまして、大方了解得たということでありまして、そしてまた今私の答弁に対して誤解を生じているようでありますけれども、あの道路につきましては、子供たちの、児童生徒の安全確保のための道路でございます。先ほど緊急の話をしたのがそういうようなことがあり得ますよという話をしたのであってですね、緊急車両のために大雨のために道路つくるということではございませんので、誤解をしないでいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時29分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 児童生徒の安全は1人でも子供がいれば安全はやはり確

保してやらなきゃいけないと。ただ、そこにその道路じゃなく、要はスクールバスね、そういうものも手当してもらってもいいのかなど。この社会資本整備事業ですか、この予算、予算はまちづくりだなんだかんだ、そういうものには使えなくて、この道路事業にしか使えないというような先ほどの質問者の話もありましたので、とりあえずこの事業、道路はつくっていくという町長の力強い意志があるわけなんですけど、ただ町民がね、やっぱりまだ反対してる町民もおりますので、議会で、先ほどもお話したように議会では可決したけど、我々町民の方から話をされて撤回していただきたいと。そうなった場合に、我々議員がもう決まったごどだから、もうどうにもならないと、それだったら議会は要らないべと、この1点なんですよ。だから町民の人の意見をやっぱり吸い上げなきゃいけないし、町長も長い間そういう中で来てるわけなんですけど、十分その辺もわがってると思うんですけど、そういう人たちの声もまだまだありますので、何らかの形でもう一度その人たちに、私ね、独自にちょっと話しようかなと思っております。その中でやっぱり再度また諮っていただきたい部分もありますし、そういうことでこの道路に関しては質問を終わります。

次ですね、奨学資金ですか、今、世の中変わりまして契約社員あるいは派遣、そういう方のひとり親の家庭では学生の貧困者が大分多くなってきていると。そういう人たちが、要は学問に対する意欲、あるいは知能があるんだけど学校に行けないと、あるいは先ほど答弁もありましたが、金借りて滞納して納められない方もいると、あるいは自己破産になると一生の問題の中で、その人、じゃどういう形で生きていけんのかなど。そういうものを考えた場合に、町長も答弁の中ではね、国でも進めていくということなんですけど、大郷独自で取り組んでもいいものじゃないのかと。要は明治政府が国づくりは人づくりだと、やっぱり大郷、これからの将来を考えた場合には優秀な人材が地元に必要なわけなんですよ。今でもいろんな方、優秀な方おられますが、そういう形の人たちもやっぱり必要なんです。だからこの奨学、要は奨学金の無償ですか、これを何とか考えていただきたいと。学生が、今いる生徒たちが全てがそこに行くというわけじゃないはずなんですけれども、働きたい人もおられますし、ただそういう能力だ、意欲がある、こういう人たちが行けないというのは、私は大変残念なんです。だからこの辺を何とかしていただきたいと。

例えば所得が、生活されてる家庭の所得が500万なり400万、片親の方、

あるいは家族の収入とか、そういう形を要は考えていただいて、そしてその奨学資金を無償でいただく方、貸与された方、いただく方はですね、要は町に住んでいただくと、何年間とか、そういう形でやっぱり考えていただきたいなど。ただ単に無償で金を貸与、与えるんじゃないで、大郷の町でいろんな形で携わっていただきたいと、このまちづくりのために、そういう形でちょっと考えていただきたいんですが、その辺の所見、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 奨学資金なんですけれども、本当に今このような社会情勢、大変厳しい時代になっております。そうした中で高校生あるいはまだ大学生、それぞれさまざまな大郷のような町でもやってる奨学資金、あるいはまた国の制度なり、さまざまものをそれぞれ受けている方がございます。そうした中で当然卒業して就職する時点では、先ほどはなしましたとおりに大変な負債を抱えながらの社会人になって、そうした中で、それはローンと同じで毎月支払いしてるということでありまして、本当に痛いわけでありましてけれども、今、国でも給付型の奨学資金を、今検討いたしておるところであります。そうした中で町としても、やはり当然議員おっしゃるとおり給付型の貸与をしてみたいと思っておりますけれども、ただどこで線を引くのか、あるいはまたどのような学校、あるいはまた本当にさまざまな所得等々の水準もございますので、そうした中で大変な課題の大きい問題だなど、こう思っておるところであります。

いずれにいたしましても、今、国では既に何とか給付型の貸与したいということで今検討してるようでありますので、国の動向を見ながら町としても一緒に早急にですね、もう国よりも1カ月でも2カ月でも早く実施できるのであれば、さまざまなもろもろの検討をしながら考えてまいりたいと、こう思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 私が取り寄せた資料の中にですね、要はこの奨学金を借りた子供たちが大変な思いをされてる方、どういう部分でなるのかと。要は返済を延滞した場合、要は年利10%の延滞金が課されるあるいは滞納3カ月で個人に信用情報機関のブラックリストに掲載されると、あるいは滞納3カ月から8カ月までは回収を民間に委託されると、あるいは滞納が9カ月続くと一括払いを求める支払い督促を送付し、その後は差し押さえ等をされると、あるいは奨学金の返済期間が15年続くとなると

完済は30代と、30代後半になってしまうと、あるいは奨学金の返済が重荷になって結婚に影響する人が3割ぐらい出ると、そういうデータもあります。それから収入が低ければ返還が生活への重荷となり少子化にもつながりかねないと、あるいは奨学金の返済に困窮し、通常の社会生活に支障を来している人も年々ふえてると、あるいは返済することができず、結果として自己破産、先ほどありましたが、自己破産の道をたどる人たちが後を絶たないと。

要はアメリカの場合ですね、要は離婚した場合ですね、片親になった場合、日本の場合見た場合ですね、お父さんに行くんじゃなくお母さんのほうに子供さんたちが行くわけなんですね。そうするとお母さんの収入というのはそんなに大きい金額もらってる人は少ないはずなんです。公務員の方であれば別ですけども、民間のあるいは非正規社員であれば生活するのは大変なのかと。アメリカの場合は女性もある程度の保障が確立されているわけなんですけど、日本の場合はまだまだそこまでいってません。

だから、要は大郷ね、先ほども質問しましたが、小規模団地つくって、ここに大郷に行けば、今医療費の無料化になってるわけなんですけど、奨学資金を無償で、まあ条件はあるわけなんですけど、その中で対応してもらえとなればですね、やっぱり大郷に住むという人も出てくるんじゃないかと。これは町長の、要は人口増、何としてもやりたいという、その強い意思に働きかけることができるんじゃないかと。この辺の観点を考えて、どんなことあっても、また先ほども何度も言ってるように能力のある、あるいはそういう子供たちが勉強したいと、こういう人たちが金の面で行けないというのはまことに残念であるので、この辺の見解をもう一度、町長、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、本当に議員おっしゃるとおりであります。やはり本当に子供たち学びたくとも家庭の事情で学校に行けない、あるいはまた大学に進めないという子供たちも多々いるわけでありまして、そうした中で給付型の奨学資金、最も本当に必要なことは私なりに感じております。今、そうした中でですね、国のほうが一億総活躍プランの中で給付型の奨学資金を、今検討しております。そうした中で、それら等踏まえながら町としても早急に、やはり定住化を進めている中で子育て支援の一環として考慮してまいりたいと、こう思っているところであります。

今、大手企業は、もう既に奨学資金を貸与して大学を卒業した方々に

対しては、会社ではもう既に入った時点で半分会社で返済してやるという会社も、もう出ておりますので、そうした中でそういう会社あるからいんだというわけではなく、行政は行政としてしっかりと考慮してまいりたいと、こう思っているところであります。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 人材育成は町の財産となりますので、町長、その辺スピーディーにいろんな形で取り組んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 次に、6番赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） それでは、ただいま議長のお許しいただきましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本町においては、財政難が続く中で町長初め執行部、職員の皆様の日ごろからの努力により、町民はきょうも元気に暮らすことができいておりますことに感謝を申し上げます。過日実施されました夏まつりには大きな歓喜の華を咲かせました。こよなく愛する本町の発展と住みよいまちづくりと町民の幸福度を高めるために、住みよいまちづくりの推進のために大綱3点について順次質問をさせていただきます。

まず、大綱の1点目、高齢者対策について。

その1つとして、高齢者福祉対策について町長の考えを伺いたい。

2つとして、介護保険事業の本町の現状について。

3つ目として、施設介護と在宅介護の現状について。

次に、大綱2点目として定住促進対策について伺います。

私がたびたび質問をしております定住促進につながる地域活性化のためには1番には本町に住んでいる住民皆様がまず自分の町に満足をする、特に若い人たちが満足を感じなければ人口流出を招き、人口の増加も望めないこととなります。本町を近隣他町村と客観的に比較をして、本町の何がメリットなのか、何がデメリットになっているのかを再認識し、どうすれば町民皆様の満足度をさらに上げることができるのかを真剣に考え、実効をもって行政運営に当たらなければならないと考えます。

そこで、1つ目として大郷町の若者定住化対策は、2つ目として造成中の高崎団地の販売計画は、3つ目として子育て支援策は、の3点について伺います。

次に、大綱3点目としてふるさと応援寄附金について伺います。

ふるさと納税制度はふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために平成20年度の税制改正により制度が

創設されましたが、しかし最近では自分のふるさとへ寄附するというよりも魅力ある自治体へ寄附をする傾向が強くなり、積極的に取り組んでいる自治体と全く取り組んでいない自治体とでは寄附金額に大きな格差が生じております。

そこで、次の3つについて伺います。

1つ目、本町のふるさと納税の寄附金の件数と総額は。2つ目、寄附金はどのように使用されているのか。3つ目、ふるさと納税のさらなる推進対策は。

以上、大綱3点について、よろしく願いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 赤間 滋議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

まず、1番目の高齢者対策について答弁をいたします。(1)番、高齢者福祉対策についての町長の考えを伺いたいので答弁をさせていただきます。

本町の高齢化率は宮城県の平成28年3月末調査で総人口8,478人に対し、65歳以上人口が2,751人で32.4%となり、県平均の25.6%より6.8%高く、今後も上昇の傾向にあります。高齢者が元気で生き生きと暮らしていくためには、みずから健康づくりや介護予防、生きがいづくり等に取り組めるような施策の推進が必要であると考えております。

また、高齢者の増加による、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も予想されることから、高齢になっても可能な限り住みなれた地域で生活するとともに高齢者が地域で孤立することのないよう地域とのかかわりや地域で見守る環境を充実させ、必要に応じて専門的な支援につなげることができる体制として地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

総合計画における基本方針を踏まえ、高齢者福祉計画における基本理念である「地域の人々がお互いに協力しあいながら、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向け、関係機関や各種団体、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、高齢者福祉対策を推進してまいりたいと考えております。

(2)番目の介護保険事業の本町の現状については、平成27年度の実績では、被保険者数は第1号被保険者が前年度102名増の2,750名、第2号被保険者は91名減の2,692名で第2号被保険者が第1号被保険者よりも少ないという状況になっております。また、要介護認定者については、全体で前年比10名増の556名で、認定率は20.2%ですが、その中で要介護4・5の重い方が前年度より11名の減となりました。

介護給付費の大きな施設介護サービス利用者についても、要介護4・5の方が減少したことにより、保険給付費が前年度に比較して4%、3,730万円ほどの減少となりました。

次に、介護予防事業については、1次・2次の予防事業については、社会福祉協議会、地域包括支援センター、サービス事業者への委託により実施しており、1次予防事業については、健康長寿対策事業として訪問活動、体力測定、健康教室、地域サロンの支援、人材育成研修会等を実施しております。

2次予防事業については、生きがい健康づくり事業として運動機能・口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防、うつ予防等の複合的な事業を、また任意事業としてひとり暮らし高齢者を対象として緊急通報システム事業を実施しております。

なお、新総合事業に位置づけられた認知症総合支援事業については、今年度から認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームを設置し、相談及び支援態勢の充実を図っております。

介護保険制度の改正により訪問介護、通所介護の新しい事業への移行については、現在検討を進めているところでございます。

今の答弁の中で「くうこう」機能とおっしゃいましたけれども「こうこう」機能でございますので、訂正お願いしたいと思います。

(3)番目の施設介護と在宅介護の現状についてでございます。

町内にある介護施設については、特別養護老人ホームが2施設で、ほかに介護老人保健施設、地域密着型介護施設、介護療養型医療施設がそれぞれ1施設あり、27年度末の施設サービス利用者は合わせて155人で、うち要介護4・5の方が70名となっております。

また、在宅の高齢者対策としては在宅ケア事業として配食サービス、軽度生活援助・安否確認の事業、介護用品の支給や生きがい対応デイサービス事業を実施しております。また、介護保険事業としては町内にある通所介護、訪問介護、訪問看護、通所リハビリ等のサービス事業所のほか、町外のサービス事業も含めると在宅で295名の方が利用されております。施設介護・居宅介護いずれかのサービスを利用されている方は、要介護・要支援認定者556名中80.9%の450人となっております。

次に、2番目の定住化対策についてに関する質問に対して答弁をいたします。

平成27年度に策定した大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの柱の1つの柱が「移住・定住の促進」であります。本町人口の将来

を展望した場合、若者の移住・定住、人口構造の若返りは大きな目標となります。

1つ目の若者の定住化対策としては、定住化策としては既に実施しております空き家等活用定住促進事業による空き家バンク制度の創設、移住・定住に関する相談窓口の開設があります。現在まで空き家を利用したいという9件の町外の居住者に登録をいただき、仙台市に住む40代の方、大崎市に住む40代の御夫婦の方の2件の移住が決まる見込みとなっております。

また、28年度から住宅リフォーム助成事業の対象に空き家を加え、町内居住で高校生以下のお子さんがある世帯の助成限度額を10万円から30万円に引き上げ、町外からの居住者は50万円を助成限度額とし、町内居住者の定住、Uターンを含めた町外居住者の移住を促進しております。

2つ目の造成中の高崎団地の販売計画は平成30年4月を分譲開始予定として事業を進めております。また、29年度は一定規模の民間分譲地や、高崎団地の分譲地を取得し、2年以内に住宅を建築した方を対象に補助金等を交付する住宅取得支援事業を計画をいたしております。

3つ目の子育て支援対策は住宅リフォーム助成事業・住宅取得支援事業のほか、希望の郷団地の賃貸集合事業が完成した折には入居者の高校生以下のおさんの数に応じて家賃の減額も計画をしております。

以上の施策により、若者の定住化を図ってまいりたいと思います。

次に、3番目のふるさと納税についてお答えをいたします。

(1)の最近のふるさと納税の実績ですが、平成25年度は5件・62万2,000円、平成26年度は10件・83万4,000円、平成27年度は19件・129万7,000円であり、平成20年度の制度創設以降48件・623万3,000円の寄附をいただきました。今年度はクレジットカードによる取り扱いを開始したほか、インターネットの活用によりお礼品のPRに努めており、8月の17日現在で250件・462万円の寄附の申し込みをいただいております。

次に、(2)の寄附金の使途であります。寄附の申し込みの時点において町の総合計画に定める基本目標ごとに指定できるものとしており、平成27年度では「教育のさらなる充実で心豊かなまち」実現のため小中学校教材備品購入事業に59万円、すこやか子育て医療費助成事業に10万円、町道新設改良事業に6万円を充当し、特に指定のなかった54万円については、一旦未来づくり基金に積み立てを行い、その後、夏まつりの事業に充当をいたしました。

次に、(3)のふるさと納税の推進対策ですが、おおさと地域振興公社や

J A、産直組織等と連携を図り、御礼品の充実に努め、年末年始など贈答需要が見込める時期に効果的なPRを行うなど、取り組みを強化してまいりたいと考えているところでございます。

また、先般、町の新たな特産品としてデビューしたモロヘイヤ餃子についても返礼品に加え、PRを兼ねながら寄附額の増を目指しているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6 番（赤間 滋君） ただいまはそれぞれに丁寧なる御回答をいただき、ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、大綱の1点目、高齢者対策についてであります。2015年の国勢調査の抽出速報結果が総務省から発表されております。それによりますと、総人口に占める65歳以上の高齢者人口は3,342万人と過去最高の数字を記録しております。今や全人口の26.7%が高齢者の方々となっているわけであり。さらにひとり暮らしをしている高齢者数は562万人で、高齢者全体の16.8%を占めております。このような状況下において本町の高齢者のみ世帯数とひとり暮らし老人世帯の現状はどのように把握をしているのか、お伺いをいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

このデータ、28年3月31日現在となりますけれども、高齢者のみの世帯、65歳以上の世帯ですが、合計で583世帯でございます。そのうち、ひとり暮らしの世帯というのが309世帯でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6 番（赤間 滋君） 本町の7月末現在の世帯数が2,748世帯でありますので、ひとり暮らし世帯が309世帯ということはですね、約11.2%を占めていることになるわけであり。また、合計で583世帯ということになりますと全世帯の約21.2%が高齢者のみの世帯ということになるわけでありまして、これが本町の現状であるということだと思います。今後、この事実をしっかりと直視をして高齢者対策をしっかりとしていかないと大変なことになるだろうと。

介護保険制度が始まって16年を経過しているわけですが、このような状況下において家族の介護負担は依然として重くのしかかっております。本町においては、特別養護老人ホーム等の施設が他町村と比較をすると大変恵まれていると、このように思いますが、そこでその恵まれている本町の特別養護老人ホーム等の入居者数と待機者数を伺って

おきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム、現在2施設ございます。町内の入居者でございますけれども、72名でございます。

現在、町内の方で待機されている方、これはほかの施設、町外の施設にも申し込みしてる方も含まれると思いますが、重複でされている方含むと思っておりますけれども、合計で78名という数字になってございます。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） ただいまのお答えですと待機者数が出ているということだと思います。ただ、重複して申請をしている方もおると思っておりますので、必ずこの限りではないと思っておりますが、間違いなく待機者が出ているわけございまして、今後ですね、65歳以上である、私も含むんでありますが、いわゆる団塊の世代があと10年後には75歳以上になるわけでありませう。そうなりますと介護を必要とする人が必要とする機関、あるいは入院やサービスを受けることがますます困難になってくるだろうと。このことが予想されるわけでありませう。このますます増加する特別養護老人ホーム等への入居者の増加に対して、今後町はどのように対処していくのか、どのような考えを持っているのか、伺っておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、課長のほうから説明しましたとおり、現在78名の待機者が重複しておるようでありませうけれども、おりませうけれども、そうした中でこれからどんだんどんだん団塊の世代がますます高齢化を迎える時代になっております。目前であります。そうした中で本町のみだけでなくですね、黒川郡全体もこのような傾向であります。そうした中で保健・医療・福祉、いわゆる包括的な今後は対応が必要でありまして、一自治体で24時間介護、看護体制を、なかなか困難ではないかなと思っております。そうした中で、私も過般の黒川行政事務組合の中で、理事会の中で、今後は24時間体制のしっかりとした包括的な体制を行政組合でとるべきではないかというような提案をいたしました。やはり本当に24時間しっかりと介護士なり看護師なりお医者さんなり、体制をとるということは一自治体では困難でありますので、やはり今後は私は黒川行政全体として今後は取り組んでいかななくてはならないという思いで提案をしたところであり、いずれにいたしましても、まずもって町とし

てしっかりと社会福祉協議会、あるいはまたそれぞれの施設等々の連携をとりながら、地域の方々と連携をとりながら、それぞれひとり暮らしなり老老家庭の方々としっかりと監視をしながら、何ていうんですか、見守りを徹底してまいりたいと思っているところでもあります。

議長（石川良彦君） 町長、待機者、待機者がふえるであろうということに、どう対応すつかということなんですが、行政、施設が足んねぐなんでねがという話だと思います。

町長（赤間正幸君） 先ほど、だから施設が足りないから今後24時間の体制をしっかりととらなくてはならないと。保健・医療・福祉、それらを包括的に施設が入れないので町単独では無理だから、無理な部分もございます。保健師なり介護士なりお医者さんなり、全て体制をとらなくてはならないわけでありますので、その辺は施設にかわって、入れない方々を行政組合で今後は対処すべきではないかということをご提案をしております。

そうした中で、さらに町として社会福祉協議会なり、そしてまた地域の住民なり、等々連携、町も、当然町もでありますけれども、行政でもありますけれども、当然連携をとりながら、ひとり暮らしの家庭なり老老家庭など、しっかりと見守りしながら対応してまいりたいと思ってる所であり、いずれにしても入れないのは入れないのでありますので、その辺はしっかりと対処していきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） ただいまの答弁ですと、入れないのは入れないんだという物理的なお話のようでございますが、これでは運よく入居できた人、入った人は手厚い支援を受けられますけれども、いつまでも入居できない人は支援を受けられないということになるわけであります。これはある意味ですね、差別になるのではないかと。これは国にも言えるわけでございますが、そういうことが言えると思えます。一生懸命在宅で看病してる人はしょうがないんだと、入れねんだということではいけないわけでございまして、ただその中であって国でも近年在宅、施設から在宅へという考え方を鮮明に打ち出しておりまして、高齢者が住みなれた地域、自宅で安心して、その時点における能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように行政・医療・介護等が連携して支援をすることが強く求められていることは私も承知をしておりますけれども、それらを踏まえて、あえて申し上げますが、本町の介護保険料は極めて高い位置にあるわけであります。今後それに見合うだけの町として特に入れ

ない人ですね、入れない人はしようがないんだということではなくてですね、入れない人、特に施設に入所できない在宅介護する世帯に対しては、これまで以上の町独自の経済的な手厚い支援が必要ではないのかと考えます。

さらには高齢者が、先ほどのあれですと結構おるわけでございまして、ひとり暮らし、あるいは老人世帯だけの方々ですね、そういう方々に対しても一人で暮らし続けられるような、自宅においてですよ、地域づくりが必要になってくるだろうと。当然住宅の整備も必要になってまいります。そのようなことに対して町では配慮をして町独自の地域包括ケアシステムを構築していくことが極めてこれから求められることではないのかと思うわけでございまして、町としてどのようにお考えか伺っておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、国では居宅サービスを徹底しながら在宅介護に重きを置いております。そうした中で、やはり町としての手厚い保護とおっしゃいましたけれども、今、町としてさまざまな支援等を行っております。さらには議員もおっしゃったとおり包括的に地域のシステム、それぞれ地域の方々がお互いに支えながら対応していくような、町として指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 本町独自のしっかりとした地域包括システムを、さらに構築していただきますようお願いを申し上げまして、次に大綱2点目の定住化対策について再質問をさせていただきます。

大綱1点目とも関連をしてまいるわけでございますが、宮城県が本年度5月24日に発表いたしました人口動態統計によりますと1,000人当たりの出生率でございますが、県平均が7.80でありました。大和町が11.23、富谷町が8.51、大衡村が県平均と同じ7.80でありました。そんな中で本町は県平均の7.80よりも1.07ポイントも低い6.73でありました。

また、3月現在の総人口に占める割合の高齢化率においては、県平均が25.6%、富谷町は17.4%、大和町は20.4%であり、大衡村は27%といずれも仙台市周辺の市町村が低い傾向にある中であって本町は仙台市周辺の恵まれた地域に位置しながら県平均の25.6%よりも6.8%も高く、32.4%となっております。このことはこれまで推進してきた人口増加策、少子高齢化策では不十分であったことの証左ではないのかと考えざるを得ません。この事実をどのように捉え、今後どのように対処していくの

か伺っておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 人口の増加策でありますけれども、富谷・大和・大衡よりもおくれをとっているんじゃないかと、当然そのとおりでございます。

私、高校時代、昭和40年前後、当時、富谷の同級生がおりました。4号線沿線の町でありました。そうした中で今団地になっている成田なり明石なり、あの山がほとんど昭和30年後半から40年に4号線沿いということを買収、大手のデベロッパーが買収をいたしております。さらには大衡、あの工業団地、宮城県の土地公社が、既にもう40年、30年後半から40年に買収して、今あのとおりの北部工業団地になっております。あるいはまた大和町なりの山の部分もほとんどがデベロッパーが開発をして、今あのとおりの団地になっておりました。我々高校時代、仙台に行くとき、必ず吉岡から4号線通るか、あるいは利府か松島通って塩釜、多賀城通って仙台に、今ここに来て利府松山線があるから大郷がおくれをとってるといふことでもありますけれども、あの利府松山線が4号線と同時に、もう数十年前からあの道路があれば大郷町も同時に人口が増加したのかなと、こう思っておるところであります。いずれにいたしましても利府松山線が開通して20年であります。そうした中で大郷町の地の利が、大郷町の位置が今本当に便利だということも多くの方々が大郷町に目を向けておりますので、人口の増加、今だなんて思ってチャンスです、今うかがって、チャンスだということ業者の方々が目をつけていろんなところを物色しているようでもありますけれども、しっかりとした対処できるように町として指導しながら、人口の増加、本当に小さい団地でありますけれども、ミニの団地なりをつくっていただきまして人口の増加、若者の定住化に向けてまいりたいと、こう思っておるところであります。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 仙台近隣の町村において本町だけがおくれをとったわけではございません、そのことをですね、しっかりとメリット・デメリットは何なのかということ、しっかりと再認識をして政策を打って出る、そうしませんと同じ轍を、また踏むのではないのかと、このように思うわけでありまして。

総人口の減少はもとより、若者の減少傾向は少子化の進展に拍車をかけることとなります。この悪循環から、さらなる若者の減少を引き起し、人口減少は加速度的に進行することとなります。若者の定住化には雇用

問題、子育て問題などなど解決すべき事項が多々あるわけであり、容易なことではありませんが、一つには他町村にはまねのできない本町独自の魅力ある、特色あるまちづくりをすることが大事になってくるのではないかと思います。

そこで、提案でありますけれども、本町には県内唯一の特徴としてスモリ工業の住宅技術職人訓練センターを開校しております。このことは他町村にない大きな特徴であります。造成中の高崎団地を若者が住みたくなる魅力ある団地とすべく、住宅の設計から販売価格までスモリ工業（株）さんのノウハウを十分に活用させていただき、協力をいただいてまいることはできないのかということをお伺いしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 高崎団地の販売に当たりましては、赤間議員さんが提案されたとおり建て売りといいますか、スモリ工業さんなり、ほかの住宅メーカーさんなりの建て売り住宅みたいな感じのものも含めた形で検討してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） ただいま前向きな御回答いただいたわけですが、けれども、そのハウスメーカーですね、たくさんあるわけですが、私が申し上げているのはスモリ工業さんに協力をいただくということになりますと他町村には絶対できないことなんですね。当然スモリ工業さんでも力を入れてくるのではないかと。いろんな制約はあると思っております。ただ、協力をいただけるのかどうか検討することは価値があるのではないかと思いますのでございまして、例えばスモリ工業さんの、まあできるかできないかはわかりませんが、一例としては住宅展示場ですかね、スモリ工業さんの斬新なアイデアを使った住宅にするとか、それから一部についてはネット環境を充実して若い人が入りやすくするとか、あるいはサテライト形式といいますか、光、高速通信を入れて事務所だけを構えるスタイルの企業が結構あるんですね。ネットを使って判断をするというような自治体も出ておりますので、そういうことが民間であれば十分にノウハウを持っているのではないかと考えられるわけです。ですので、相談してみる価値はあるのではないかなと思うわけですが、いかがでございしますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 当然スモリ工業、本町にあのように施設を設置していただきましてすばらしく町に交流人口の増加を図っていただいております。

ろであり、スモリ工業のノウハウを利用するのも一つの案であります。が、しかし、やはり相手のある話でありましてですね、そうした中でその辺はスモリ工業優先にしながら慎重に進めていかななくてはならない部分もあるのかなと思っておりますけれども、いずれにしても今後それら等検討しながら進めて、前向きに進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） それでは、次に私は26年12月の定例会の一般質問の中で結婚祝い金・出産祝い金制度を創設できないのかと伺っております。そのときに町長は「考えておりません」と答弁をされております。

しかしながら、本町の長期的視野に立ったこれまでの子育て支援策は未婚化対策としては一定の評価はできるわけでございますが、その前段に少子化の解消がなければ意をなさないわけでございます。少子化の解消ということになりますと、やはり若者の未婚化対策の中でも、特に結婚支援を推進すること、これに尽きるわけでございます。結婚をしていただき、出産をしていただく、このことが町の将来の人口増加、少子高齢化あるいは町の存亡にかかわる解決すべき喫緊の大きな課題ではないのかと考えます。

既に民間レベルでは独身男女を対象とした結婚情報サービス業や結婚相談所があります。

そこで提案でございますけれども、町が出会いの場を積極的に提供する、結婚を促進する政策を本町でも、もう他力本願ではございませんが、奨励金等々を出して推進をしていることは承知をしておりますけれども、そうではなくて町みずからが実施をして結婚を後押しをする。なかなか結婚できない方というのはですね、後押しをしないとできない傾向にあるんですね。できる方は簡単にできるわけですが、そういう方が結構おいでになります。私もこういう立場から頼まれるんでありますが、なかなか結ぶことができない状況なんです、難しい状況でございますけれども、町は全体を把握してるわけでございますので、プライバシーをしっかりと守りながら、できる範囲でそのような結婚支援策、実施、推進する必要があると考えますが、いかがでございますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 本当に私もいろんな方々から、親のほうから頼まれます。実際に子供たち結婚適齢期の方々から見れば本当に深刻なっていないんですね。両親は物すごく深刻なっております。結婚しないのに対して。しかし、当事者は本当に結婚に対する魅力がないのか、本当に関心がない

んです。そうした中で町としてさまざまな今日まで計画を立てて進めてまいりましたが、やはり町が独自として仲人さんなどをお願いしてやるのもいいんですけれども、先ほど議員が触れましたプライバシーの問題もありますので、その辺が入り込めない部分もありますので、そうした中で本当にどのような方策でやったらいいのかなと思っておりますけれども、以前テレビのナインティっていうんですか、結婚、お見合い大作戦ですか、あれら等にも申請をしたわけでありましてけれども、見事に外れたわけですから、そうしたあのような催し物に対しても積極的に手を上げながら若い人たちが結婚に結びつけるようなさまざまなアイデアを考えながら、あのようなテレビ等々利用して進めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 大変な難題でございますけれども、ぜひ前向きに検討して模索をしていただきたいと思います。

次に、子育て支援策の一つとしてですね、提案したいわけでございますけれども、本町においてブックスタート事業を推進してはどうかという提案であります。ブックスタート事業といいますのは赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心触れ合う楽しいひとときをつくるきっかけづくりと。ゼロ歳児健診などの機会に絵本と、赤ちゃん絵本を楽しむ体験をプレゼントする事業であります。絵本の読み聞かせを通して親子のきずなをつくり、多くの成果が期待できる事業であります。赤ちゃん絵本と保護者が絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけを届ける制度でありまして、日本全国に広まりつつある取り組みでございますので、既に御存じの方もおいでになると思います。

宮城県では、唯一角田市が実施をしております。さきの所管事務で調査をしてまいりました鳥取県の南部町でも実施しておりました。本町も平成29年に図書コーナーを備えた新しい児童館がいよいよ開館をいたします。それに合わせて図書コーナーがあるわけでございますので、ぜひ本町でもブックスタート事業を研究されて、ぜひ推進、実施をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでございますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

先ほど言われましたように29年、来年の4月に児童館、新設してオープンします。その際の事業内容をこれから、いろいろ検討している段階ですけれども、先進地の事例等を参考にしながら、その辺も含めて検討

の中に入れていきたいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） それでは、大綱の3点目、ふるさと応援寄附金について再質問をさせていただきます。

本町のふるさと応援寄附金額が御礼品の品ぞろえ、ホームページの見やすさなどから納税額がふえていることは承知をしております、大変喜ばしいことであります。ふるさと納税の制度は地域間の税収格差の問題を背景として創設をされた一面があるわけであり、本町のような自主財源の少ない町にとっては大変魅力的な制度であります。

そこで、本町に寄附をしてくださった方々の本町出身者の割合、また御礼品については、どのような御礼品を多く望まれているのか伺っておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

町長答弁の中にありました8月17日現在で250件・462万円というような寄附のお申し込みいただいた中ですが、この中でインターネットからのお申し込みの中でいろんなアンケートを実施しております、そのアンケートの結果から申し上げますと本町出身者ということでは250件中本町出身者は5件のみでございます。

それから、御礼品の申し込み状況ということでございますけれども、やはりお米という部分が非常に大きくなっておりまして、それに松島ビールですね、こちら非常に人気が高いということで、合わせますと8割以上といったような形となっております。以上です。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） ただいまのお答えであります。本町出身者でない方がほとんどのようでありますので、そこでこれも提案したいわけですが、お米と地ビールが多いようでありますので、その御礼品を送る際にですね、生産者名や写真などを入れてですね、本町の安全安心な部分を全面的にうたい、寄附をしてくださった方の友人等々にも紹介をしたくなるようなパンフレットを作成し、同封して、今度は継続して購買をしていただけるような工夫をしてはどうかと。購入ではなくて購買でございます。購入といいますのは1人の方がずっと購入するわけですが、購入というのは似て非なるものでございまして、その1人の方がこういうのがあるぞということで集めて、みんなにまた購入してもらおうというのが購買なわけですが、そのふるさと納税をした

方が、いや大郷ってこんなにいんだよと、今度俺が一括して買うことにしたから、みんな買ってくださいますといってもらえるようなシステムをつくってはどうかということでございます。

さらにはですね、大郷出身者少ないようでもありますけれども、特産物を御礼としてお送りするだけでなく、本来の目的であります郷土愛を醸成するサービスといたしまして、一例を挙げるならば仕事の都合でなかなかふるさとへ帰省できない方々おいでになるとすればお墓参りをしますよとか、それから空き家になっているという家があるわけございまして、そういう家屋には年数回町でもって掃除や手入れをサービスするなど提供しますよということをきちっと中に入れて送ると。こうしたサービスは本来の意味でのふるさとへの帰属意識や郷土愛をはぐくむきっかけにもなりますし、またこれからは大きくなれば基幹産業の振興になるばかりでなく、新たな雇用をも生む可能性を秘めているのではないかと考えますが、いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

このふるさと納税、ふるさと寄附金の制度でございますけれども、まず本来の趣旨というものがございまして、この御禮品送る場合に、それが直接今後の販売に結びつくような宣伝とかそういった部分はちょっと制限されてる部分がございますが、ただいま議員お話のありましたようなことにつきましてですね、どの辺まで対応可能かどうか内部のほうで検討いたしまして、よい方向に進んでいけるようにちょっと考えさせていただきます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） 次にですね、本町への寄附額に対して本町の住民が他の自治体に対して行った寄附行為による住民税の控除額の総計は幾らか、お伺いしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

平成27年度につきましては6名いらっしゃいまして、住民税の控除額は9万6,381円ございました。28年度につきましては5名いらっしゃいまして、住民税の控除額は合計29万7,787円ございました。以上でございます。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6番（赤間 滋君） ただいまのお答えでありますと、本町の住民が他の自治

体に対して行った寄附行為によります住民税の控除額が平成28年度ですか、29万7,787円ということでありました。それに対して先ほどですね、本町への寄附の金額が462万円ということでありますので、その収支から判断をすれば大きな税収アップ効果が出ていることになるわけであります。

そこでですね、さらなるアップ対策についての、これまた提案でありますけれども、平成27年度の上半期のデータでございますが、その納税実績を見てみますと1位が宮崎県の都城市でございます、寄附金が13億3,000万円、そのほかに何円までつくわけでございますが、13億3,000万円なんですね。寄附件数が10万件でございます。2位が隣の県、山形県の天童市でございます、寄附金額が12億2,000万円、寄附件数が7万4,000件となっております。ベスト50位の中に何とですね、隣の山形県が8市町入っているんですね。山形県です。その中に本町と災害援助協定、災害相互援助に関する協定を結んでおります山形県の舟形町が44位にきちんとランクをしてるんですね。寄附金額が2億1,000万でございます。件数が8,789件となっております、このように健闘しているわけです。

本町においてふるさと納税のさらなるアップ対策について提案するわけでございますが、御礼品の品ぞろえ、先ほど申しましたようにギョーザとかですね、等々もあるわけでございますけれども、その品ぞろえはもちろん重要であると思っておりますけれども、ここで災害時相互援助に関する協定を締結しているよしみで、ぜひ舟形町のふるさと応援寄附制度への取り組み状況をつぶさに見てまいりまして、そのノウハウを検証させていただいて本町のふるさと納税が、ぜひ宮城県で1位となるように、なかなか難しいわけございまして、その精鋭なプロジェクトチームを立ち上げて取り組んでも十分に収支が合うということになるのではないかと思います。そのプロジェクトチームを立ち上げて取り組むことについて、いかがお考えですか、お伺いをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、ことしから、今年度からさまざまな手法を変えまして本当に金額が一気に増大いたしました。さらに8月以降はもう牛肉も返礼品として載せました。そうした中でさらにまたどんどんどんふえているようでありまして、まずもって町として積極的に返礼品をさまざまなものを加えながら、そしてまた事例があるようでありますので、それら等しっかりと検討しながら、しっかり対処してまいりたいと思っ

ております。

そのプロジェクトチームでありますけれども、今、企画財政のほうで専門的にやってる課もありますので、そうした中でさらにさまざまな創意工夫をするように指導しながら増額に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6 番（赤間 滋君） ぜひその災害援助協定結んでいる舟形町が健闘しておりますので、しっかりと連絡をとってですね、本町の税収アップ効果になるような施策をつくっていただければと思います。

以上、大綱3点について質問をいたしました。私は、これはどなたもそうでありましょうが、政治は一人一人の幸せを実現するための手段、方法であると考えております。

その目的とする幸せが実現したかを確認するには幸せ度をはかる方法が必要となりますが、そのことについて参考となるのは、さきのブータン王国の例であります。ブータン王国は世界がGNPやGDPを競っている中であって、幾らその数値がよくなっても幸せは実現できないということに悟りまして、今ではGNHという指標、これは国民総幸福量と訳されておりますけれども、そのGNHを基準に政治を行っております。世界で最も貧しい国であるといわれながら、国民の9割が幸せであると回答しております。

社会が物から人への時代になっているわけでございますけれども、本町においても町民が幸せであると感じられる町、住みよい町、住みたい町、住み続けたい町となりますように、町長にはですね、幸せ度の高い町だといわれる、その幸せ度の高いトップランナーとして大郷町を目指してほしいと思っておりますが、最後の町長の所見を、全体的な所見を伺って質問を終わりとさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 幸福度、幸せ度を高めるということではありますが、そうした中で町として総合計画、さらには昨年策定したひと・まち・しごと創生総合戦略の実現が一番の幸せ度かなと思っておりますので、それら実現のために議会とともに頑張りたいと思っております。

議長（石川良彦君） 赤間 滋議員。

6 番（赤間 滋君） ありがとうございます。以上で、質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 3 7 分 散 会